

令和5年8月23日（水）

～研修資料～

『事業承継に関わる課税実務について』

税理士 渡邊正則

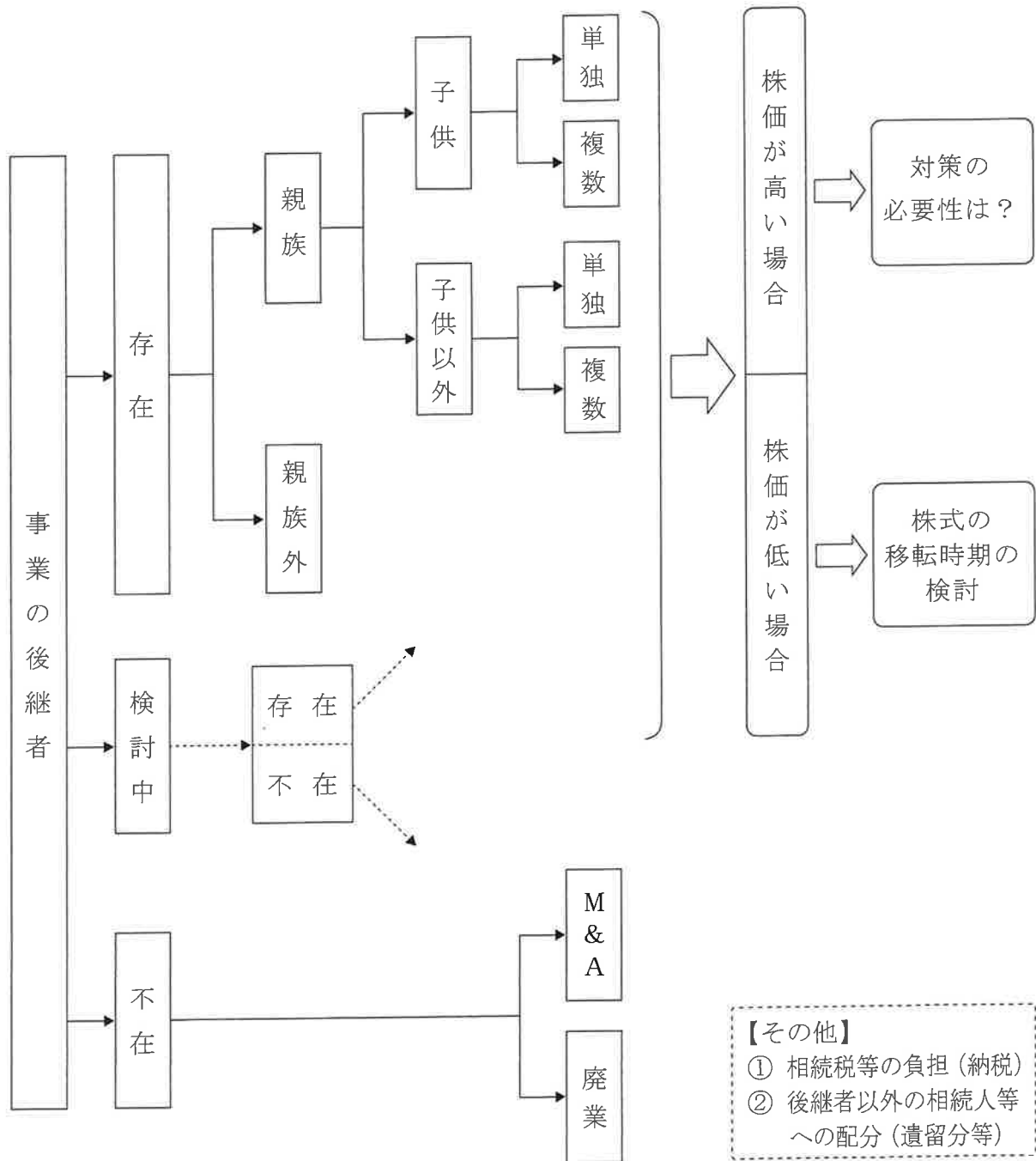
## 《目 次》

<b>1</b>	<b>事業承継の種類概要（親族内承継～外部承継等）</b>	1
1	概要（イメージ）	1
2	上記イメージから考えられること	1
<b>2</b>	<b>非上場株式の納税猶予制度</b>	2
1	基本的概要	2
2	本制度が向く会社・向かない会社	3
3	非上場株式の納税猶予制度の主な要件	5
4	一般的な事業会社への適用	7
5	不動産の資産に占める割合が多い会社への適用	10
6	相続時に納税猶予を適用するかどうか判断に迷うケース	12
7	本制度を適用しない他の親族への対応（自己株買他）	12
8	親族外承継、複数の後継者の留意点	14
<b>3</b>	<b>事業承継と持株会社・組織再編等との関連</b>	14
1	持株会社の設立及び留意点	14
2	分割と事業承継	18
3	合併と事業承継	21
4	税務対策で問題になった事例	23
5	組織再編と非上場株式の納税猶予との関係	25
6	M&Aの概要	30
<b>4</b>	<b>事業承継と信託・一般社団等との関連</b>	31
1	信託	31
2	一般社団法人（近年の改正事項含む）	36
<b>5</b>	<b>その他</b>	41
(1)	小規模宅地等の特例	41
(2)	小規模宅地等の特例適用か現物出資して納税猶予を適用か	43
(3)	遺言書の作成等が必要な場合・有効な場合（国外に相続人がいるケース等）	44
(4)	二要素以上ゼロの会社（留意点）	44
(5)	名義株主（名義のみで実質的な株主でない方）がいる場合	44
(6)	代表者の会社に対する貸付金	46

（参考）特例承継計画サンプル（出典：中小企業庁）

# 1 事業承継の種類概要（親族内承継～外部承継等）

## 1 概要（イメージ）



## 2 上記イメージから考えられること

- ① 後継者が存在する場合と検討中の場合とではどのような違いが出てくるか？
- ② 後継者が親族と親族以外とではどのような違いが出てくるか？
- ③ 後継者が単独の場合と複数の場合とではどのような対応の相違が出てくるか？
- ④ 後継者が不在の場合でM&Aとなる場合、どのような方法があるか？

- ⑤ 後継者以外の相続人への対応をどうするか。
  - ⑥ 株価対策は必要か、必要ないか？ 将来の相続等への影響は？
- ※通常の遺産分割では、相続税評価の株価で後継者以外の代償金等を決めることも多い。  
(遺留分侵害額請求等、争いになった場合は、基本的に時価)

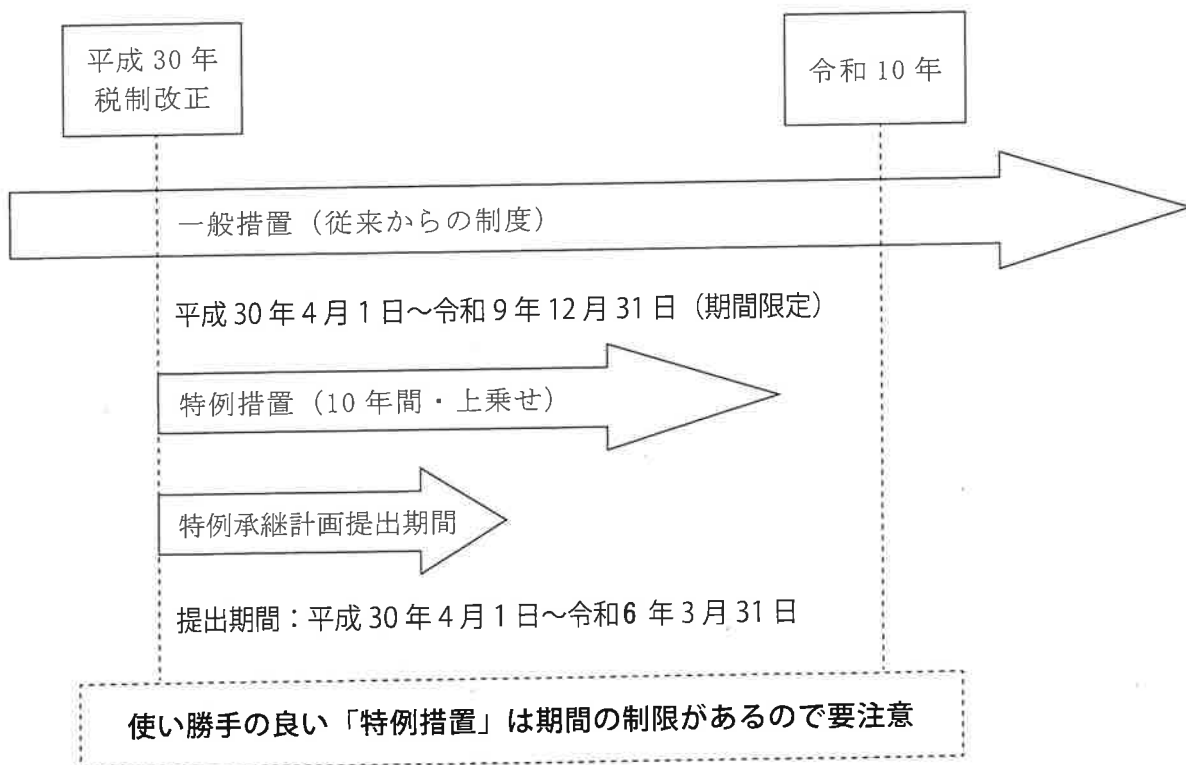
事業承継を進める上でどのような方法があるか？  
対象法人には、どのような方法が合うのか？

## 2 非上場株式の納税猶予制度

### 1 基本的概要

非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度は、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもとその納税を猶予するものです。

#### 【イメージ】



#### 【特例措置と一般措置の比較】

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等 (都道府県知事に提出)	5 年以内の特例承継計画の提出 平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日～ 令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日まで	不要

適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成30年(2018年)1月1日～ 令和9年(2027年)12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100% (株式にかかる贈与税・相続税の全額が猶予されます。)	贈与：100%、相続：80%
承継パターン	・複数の株主から最大3人の後継者	・平成29年までは、1人の株主から1人の後継者 ・平成30年からは、複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化(実質的には廃止) (注)雇用水準が要件を満たさない場合、認定経営革新機関(税理士等)の意見が記載されている報告書を提出します。	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

### 【納税猶予制度の3つのパターン】

納税猶予を適用するパターンは大きくは次の3つに区分されると思います。

- 非上場株式の贈与を受け、贈与税の納税猶予を適用するパターン(措法70の7の5)。
- 非上場株式の贈与を受け、贈与税の納税猶予を適用後、贈与者が亡くなり、その後、相続税の納税猶予を適用するパターン(措法70の7の7、70の7の8)。  
(注)猶予されていた贈与税は免除されます。ただし、贈与は既に完了していますが、相続等で取得したものとして相続税の課税対象になります。
- 非上場株式の相続を受け、相続税の納税猶予を適用するパターン(措法70の7の6)。

## 2 本制度が向く会社・向かない会社

### ① 向く会社

- ・後継者が決まっている。
- ・猶予税額が高額。
- ・適用後に、M&A(売却)等を計画していない。

※納税猶予制度(特例措置)は、期限が決まっており、かつ、相続はいつ発生するか分からないため、まずは、贈与税の納税猶予の適用を受け、その後、相続発生時に相続税の納税猶予に移行するといった方法が良いように思います(注)

また、将来的に納税猶予の適用を受ける可能性がある場合は、少なくとも期限内に特例計画の提出はしておいた方が良いでしょう(提出後変更計画も可)

(注) 贈与時に納税猶予を適用していれば、その後、特例措置の期限を過ぎても相続税の納税猶予を適用できます(P7参照)。

## ② 向かない会社

- ・後継者が決まっていない。
- ・猶予税額が低額。

納税猶予制度を適用した場合、経営承継期間は毎年、その後は3年に1度、継続届出書を提出しなければなりません(事業を続ける限りずっと)。提出をしなかったり、遅れた場合は猶予されていた税額と利子税を納付する必要性が生じます。

そのため、それらの手間や管理コスト等を考えると猶予税額があまり大きくない場合はメリットがあるとは言えないと思います。

- ・適用後に、M&A(売却)等を計画している。
- ・会社の資産に占める外国子会社株式価額の比率が高い。

対象会社が外国子会社の株式を有する場合、その株式を除いて猶予額を計算します。

【例】対象会社株式価額4億円

- ・通常の納税猶予額 1億5,000万円(外国子会社株式なし)
- ・対象会社の資産に占める外国子会社株式の割合50%の場合(納税猶予額7,500万円)

※金額はあくまでイメージです。

外国子会社の株価が大きい場合は、結果として、対象会社の株価は低くなり(子会社の株価が反映されない)猶予される税額も小さくなるということです。

- ・将来的に資産管理型会社(P10参照)に該当する可能性が高い会社(注)については、猶予税額や利子税の負担を考慮し、本制度を適用しないほうが良いかと思います。  
(注) 事業譲渡等を行い不動産賃貸会社に移行するケース等。
- ・将来的に(特に経営承継期間内)組織再編(合併、分割等)を積極的に行う予定がある会社の場合は、納税猶予制度の継続について制限されるケースがありますので注意が必要です(P25参照)。
- ・経営者一族で50%未満の議決権割合の場合。
- ・拒否権付株式(黄金株)を発行している(予定)会社(特例適用不可となります)

### 3 非上場株式の納税猶予制度の主な要件

#### 贈与税の納税猶予の場合

##### (1) 会社の主な要件（措法70の7の5②一）

次の会社のいずれにも該当しないこと

- ① 上場会社
- ② 中小企業者に該当しない会社
- ③ 風俗営業会社

(注) 風俗営業会社とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を含む会社です。

なお、バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。

- ④ 資産管理会社（一定の要件を満たすものを除きます。）（注）

(注) 「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総額の70%以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

資産管理会社であっても納税猶予の適用ができるケースについては、P11を参照してください。

##### (2) 後継者である受贈者の主な要件（措法70の7の5②六）

贈与の時ににおいて

- ① 会社の代表権を有していること
- ② 20歳以上であること
- ③ 役員の就任から3年以上経過していること
- ④ 後継者及び後継者と特別の関係のある者（注）で総議決権数の50%超の議決権数を保有することとなること

(注) 親族、50%超の議決権を有する法人等

- ⑤ 後継者の有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること

イ 後継者が1人の場合

後継者と特別の関係のある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなる（下回ることはない）こと

ロ 後継者が2人又は3人の場合

総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係のある者（他の後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなる（下回ることはない）こと

### (3) 先代経営者等である贈与者の要件 (措令 40 の 8 の 5①)

- ① 会社の代表権を有していたこと
  - ② 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の 50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していた (下回ることがない) こと
  - ③ 贈与時において、会社の代表権を有していないこと
- ※贈与の直前において、既に特例措置 (新納税猶予制度) の適用を受けている者がいる場合には、上記①、②の要件は不要になります (③の要件のみ)

### 相続税の納税猶予の場合

#### (1) 会社の主な要件

上述の贈与と同じです。

#### (2) 後継者である相続人等の主な要件 (措法 70 の 7 の 6②七)

- ① 相続開始の翌日から 5 か月を経過する日において会社の代表権を有していること
  - ② 相続開始の時において、後継者及び後継者と特別の関係のある者 (注) で議決権総数の 50%超の議決権を保有することとなること
- (注) 親族、50%超の議決権を有する法人等
- ③ 相続開始の時において後継者が有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること
- イ 後継者が 1 人の場合  
後継者と特別な関係のある者の中 (既に贈与税の納税猶予を適用している者を除く) で最も多くの議決権数を保有することとなる (下回ることがない) こと
- ロ 後継者が 2 人又は 3 人の場合  
総議決権数の 10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別な関係にある者 (他の後継者を除きます。) の中で最も多くの議決権数を保有することとなる (下回ることがない) こと
- ④ 相続開始の直前において、会社の役員であること (被相続人が 60 歳未満で死亡した場合を除きます。)

#### (3) 先代経営者等である被相続人の主な要件 (措令 40 の 8 の 6①)

- ① 会社の代表権を有していたこと
  - ② 相続開始直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係のある者で総議決権数の 50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していた (下回ることがない) こと
- ※相続開始の直前において、既に事業承継税制の適用を受けている者がある場合等には、上記の要件は不要となります。



## 4 一般的な事業会社への適用

### 《事例1》 贈与から入って相続に移行するケース

- Q**：相談者甲はX社（非上場会社）の代表取締役ですが、父から株式の贈与（全株）を受ける予定です。仮に、父が甲に株式を贈与後、特例制度の適用期間経過後（令和10年1月1日以後）に相続が発生した場合、相続税の納税猶予（特例措置）の適用は可能でしょうか。
- なお、仮に適用が可能な場合でも何らかの事情で適用を受けない方が有利と判断し適用しない、もしくは一部適用ということも可能でしょうか。
- 所有株式数等の内容は下記の通りです。

氏名	役職	続柄	株数（議決権数）	備考
甲（長男）	現代表取締役	本人	8,000	（後継者）50歳・役員就任後15年経過
乙	取締役	父	18,000	前代表取締役
丙	取締役	母	11,000	
丁（次男）	取締役	弟	6,000	
社員持株会			7,000	
合計			50,000	

- A**：甲の父の相続開始が、特例措置適用期間経過後であっても、相続税の納税猶予の適用は可能です。また、相続税の納税猶予の適用は任意であるため、適用を受けない若しくは一部の株式について適用を受けるといった選択も可能と考えられます。

#### 【解説】

##### （1）父から甲への贈与について

父は、ご質問の表内容から判断して、先代経営者の要件を満たしています（注）。また、同様に甲は後継者の要件を満たします（注）ので、納税猶予制度の適用は可能と考えられます。

（注）具体的な要件内容については、P5を参照ください。

##### （2）父から甲への相続について

贈与者に相続が発生した場合は、猶予されていた贈与税については免除されます。一方、贈与された株は被相続人（贈与者）から贈与時の価額で相続により取得したものとみなされ、相続税の対象となります。そして、これらの株式については相続税の納税猶予の対象となり、これは、特例措置の適用期間の経過後でも認められます。

また、相続税の納税猶予制度は選択可能であり、選択しない若しくは一部選択することも可能となります。

## 《事例 2》 相続から入るケース

**Q**：前代表取締役の乙に相続が発生した場合、非上場株式の納税猶予（特例措置）の適用は可能でしょうか。

氏名	役職	続柄	株数（議決権数）	備考
甲	現代表取締役	本人	8,000	乙の子（後継者） 45歳・役員就任後 10年経過
乙	取締役	父	20,000	前代表取締役
丙	取締役	母	5,000	
丁	取締役	叔父	12,000	乙の弟
社員持株会			5,000	
合計			50,000	

**A**：特例承認計画が提出済みで、甲の父（乙）の相続開始が、特例措置適用期間内であれば、相続税の納税猶予の適用は可能です。また、相続税の納税猶予の適用は任意であるため、適用を受けない若しくは一部の株式について適用を受けるといった選択も可能と考えられます。なお、具体的な要件はP 6を参照ください。

## 《事例 3》 先代経営者が後継者に贈与できる回数及び時期（後継者 1 人・複数）

**Q**：先代経営者が後継者に非上場株式等を贈与する場合、何回かに分けて贈与することは可能でしょうか。また、後継者が複数いる場合はどうでしょうか。

**A**：贈与できるのは 1 回限りです。複数の後継者に贈与する場合は、同年中に贈与する必要があります。

### 【解説】

一度特例措置の適用を受ける贈与をしている先代経営者は、再度、この特例を受ける贈与はできません。なお、後継者が 2 人又は 3 人の場合は、同年中に限り、それぞれの後継者に別日に贈与することは可能です。

1 回目の贈与	2 回目の贈与	適用の可否
X1 年 先代経営者⇒後継者 A （特例措置の適用あり）	X2 年 先代経営者⇒後継者 A （特例措置の適用なし）	X1 年に特例の適用を受ける贈与をしているため、X2 年は適用不可
X1 年 先代経営者⇒後継者 A （特例措置の適用あり）	X2 年 先代経営者⇒後継者 B （特例措置の適用なし）	X1 年に特例の適用を受ける贈与をしているため、X2 年は適用不可
X1 年 先代経営者⇒後継者 A （特例措置の適用あり）	X1 年 先代経営者⇒後継者 A （特例措置の適用なし）	既に後継者 A に対し、特例の適用を受ける贈与をしているため、X1 年の 2 回目の贈与は適用不可
X1 年 先代経営者⇒後継者 A （特例措置の適用あり）	X1 年 先代経営者⇒後継者 B （特例措置の適用あり）	後継者が複数の場合は、同年中の贈与に限り、別日の贈与でも適用可能。したがって、先代経営者⇒後継者 B の贈与も適用可能

留意点：後継者は贈与（相続）を受けた時点で筆頭株主であることについて

### ① 後継者 1 人の場合

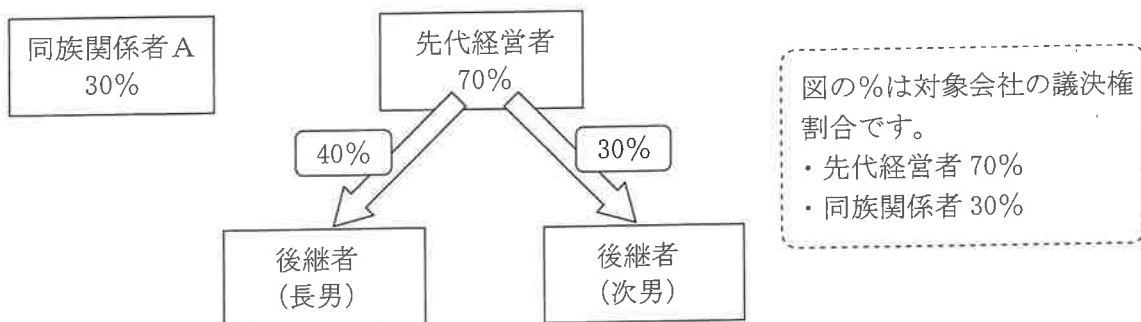
同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していることが必要です（注）

（注）同族関係者の中に当該後継者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該後継者は最も多くの議決権数を有している株主となります。なお、議決権数の判定は直接保有している割合で判定します。

### ② 後継者が複数の場合

各後継者が 10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれかの者が有する議決権の数をも下回らないこと（注）が必要です。

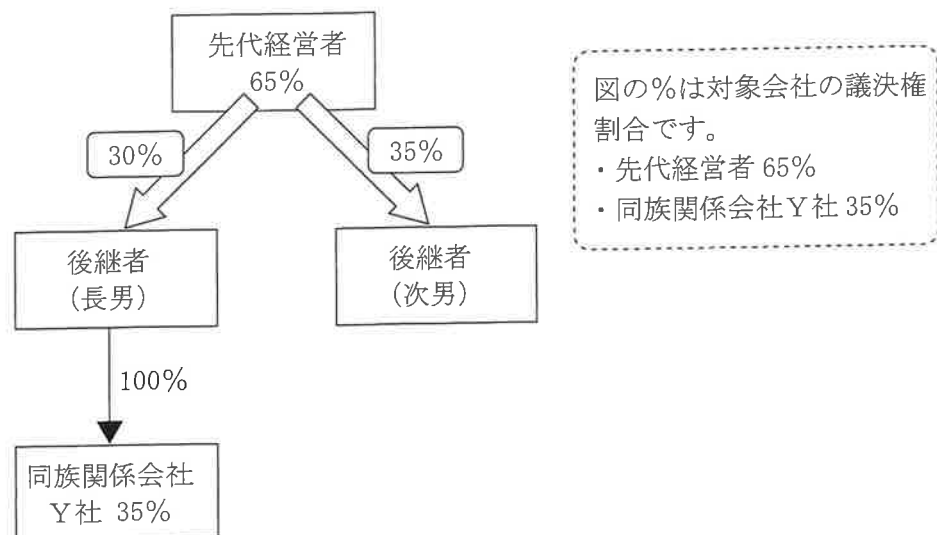
（注）仮に同族関係者の中に後継者と同じ割合の議決権を有する株主がいても後継者は要件を満たしていることとなります。



上記の例では、長男及び次男は、10%以上議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれかの者が有する議決権の数をも下回らないことに要件を満たし、納税猶予を適用することができます。

仮に父から長男、次男に贈与（又は父からの相続）があった時の議決権割合が、45%、25%とした場合、次男は同族関係者 A の議決権割合（30%）を下回りますから納税猶予の適用がないこととなります。

### ③ 株式を間接保有しているケース



長男は直接保有分（30%）+長男の関係会社保有分（35%）で合計65%を保有していますが、間接保有を含めない（条文の規定上「当該個人が有する」とされています。）ため、長男の直接保有分（30%）のみで判定します。そうすると、長男は、10%以上の議決権を有していますが、同族関係者のうちいずれかの者が有する議決権をも下回らないことの要件を満たしていません（Y社が35%保有）。そのため納税猶予を適用することができません。

一方、次男については、議決権を10%以上有し、他の同族関係者が保有する割合を下回りません（長男が間接保有する同族関係会社Y社・35%と同じ）ので要件を満たすことになり、納税猶予を適用することができます。

資産管理会社等が株式を保有している場合は要注意

## 5 不動産の資産に占める割合が多い会社への適用

### ＜事例1＞ 資産保有型・運用型会社に該当した場合の納税猶予の適用

**Q**：私が代表を務める会社の株式について、贈与税や相続税の納税猶予の適用を考えているのですが、会社の所有資産には不動産や有価証券が多く含まれます。このような場合、納税猶予の適用はできないのでしょうか。

**A**：原則的には、資産管理型会社（資産保有型会社、資産運用型会社）については、納税猶予の適用はできません。ただ、一定の要件を満たす場合は、資産管理型会社に該当しても納税猶予が適用されます（措法70の7の6②、措令40の8の6⑥）。

以下、資産保有型会社、資産運用型会社、一定の要件（納税猶予が認められる場合）の順で説明します。

#### 資産保有型会社

下記の割合が70%以上の会社をいいます。

$$\frac{\text{対象会社の特定資産の帳簿価額の総額（注）} + X}{\text{対象会社の資産の帳簿価額の総額} + X} \geq 70\%$$

X：過去5年間に特例経営承継相続人等及び同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等に相当する金額

（注）特定資産は、下記のものをいいます。

- ① 国債証券、地方債証券、株券その他の金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券と他の持分会社の持分等
- ② 対象会社が自ら使用していない不動産（第三者へ賃貸しているものを含みます。）
- ③ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利
- ④ 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石
- ⑤ 現預金、対象会社の代表者及び同族関係者（外国会社を含みます。）に対する貸付金や未収金

## 資産運用型会社

総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額に割合が75%以上の会社をいいます。

$$\frac{\text{特定資産の運用収入の合計額}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

## 一定の要件（納税猶予が認められる場合）

次の全ての要件に該当した場合は、資産管理型会社（資産保有型会社、資産運用型会社）であっても納税猶予の適用は可能です。

- ① 相続の日まで3年以上継続して、商品販売等（商品の販売、資産の貸付け（同族関係者に対する貸付を除きます。）又は役務の提供（例えばテナントビル、アパート等の貸付けや管理等も含まれます。）で継続して対価を得て行われるもの）の行為をしていること。
- ② 常時使用する従業員（経営承継相続人等及びその者と生計を一にする親族以外の者）の数が5人以上であること。
- ③ 事務所、店舗、工場などの固定施設を所有するか、賃借していること。

### 【上記②の例】

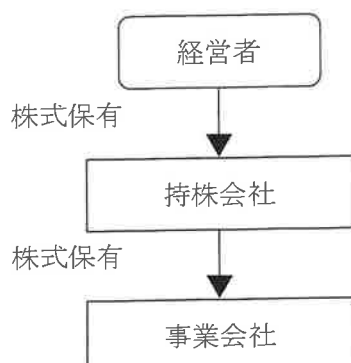
- ・他の事業を行っているケース（従業員要件を満たす場合）
- ・グループ会社の一定の部署を統括しているケース（従業員要件を満たす場合）

※従業員数は厚生年金保険加入者数等を基に判定

## 参考：持株会社で納税猶予を適用するケース

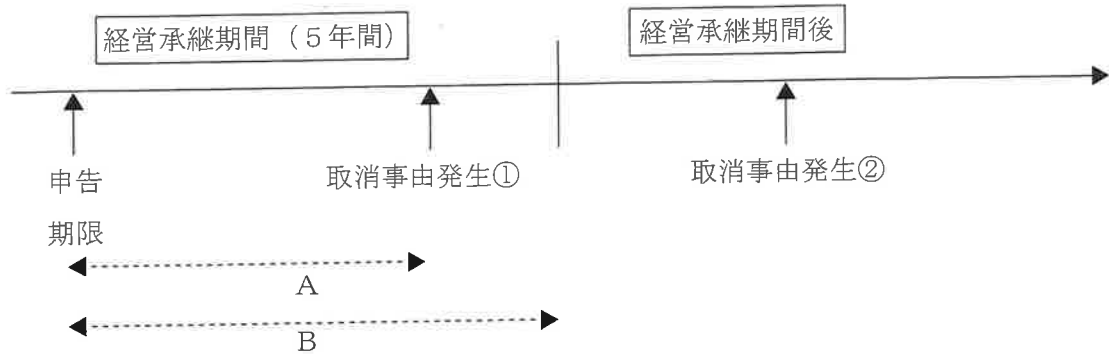
持株会社でも、非上場株式等の納税猶予の適用は基本的に可能です。というのは、持株会社の所有する株式が通常の事業会社の株式（上述した資産保有型会社や資産運用会社に該当しないもの）であれば上述した特定資産には該当しないためです。

### 【イメージ】



## 6 相続時に納税猶予を適用するかどうか判断に迷うケース

※ 経営承継期間終了までに適用有無の最終判断（利子税負担の免除）



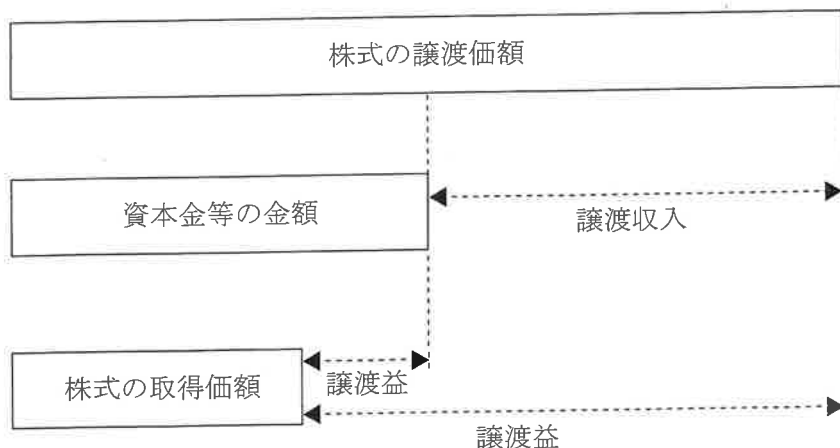
経営承継期間（5年間）経過後に納税猶予の認定が取り消された場合（上記取消事由発生②のケース）は、経営承継期間内の利子税が免除されます（上図Bの期間の利子税）。言い方を変えれば、経営承継期間経過後納税猶予の適用を止める決断（及び実行・取消事由の実行）をした場合は、利子税の負担が小さくて済みます。相続税の申告期限は、相続開始から10か月のため、その期間内で現金で納付するのか納税猶予を適用するのかを決定できないような場合も有り得ます。そのような場合は、一旦、納税猶予を適用し、5年経過後までに熟慮し最終決定するといったことも考えられます。

（注）納税資金捻出のため、株式の発行人に相続した株式を買い取ってもらうようなケースは、相続税の申告期限から3年を超えると特例（譲渡所得の特例）が適用できなくなりますので注意が必要です。また、相続税の取得費加算（株式にかかった相続税を譲渡所得の計算上、経費とする特例）も同様の期間的な制限がありますので併せて注意が必要です。

## 7 本制度を適用しない他の親族への対応（自己株買他）

- ① 後継者が相続した株式の一部（相続税の納税猶予の適用を受けないもの）を発行人に売却し、その売却代金を他の親族へ代償金として支払う。
  - ② 後継者以外の相続人も株式の一部を相続し、それらが発行人に売却し資金化する。
- ※下記の売却する場合の株価を考えると①が優先か？

相続（または遺贈）で財産を取得した人で相続税の負担が生じている場合、相続のあった日から、申告書の提出期限以後3年以内（相続の開始から3年10か月以内）に、相続した非上場株式を発行会社に売却したときの課税は次の図のようになります（措法9の7）。



※通常のケースでは、「譲渡収入」の部分がみなし配当とされ「配当所得」として課税されます。

### 参考：相続税の取得費加算

相続で取得したものを売却した場合、みなし配当部分が譲渡収入とされることから、相続税を取得費に加算できる金額も増加（譲渡所得の計算上、必要経費が増加）します（措法39）。

### 自己株売買の価額（措置法通達）（所得税基本通達）

自己株買いの株価は相続税評価より高くなるのが一般的

### 法人が自己の株式又は出資を個人から取得する場合の所得税法第59条の適用)

37の10・37の11共-22

・・・

(注) 「当該自己株式等の時価」は、所基通 59-6《株式等を贈与等した場合の「その時における価額」》により算定するものとする。

### (株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)

59-6 法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式・・・である場合の同項に規定する「その時における価額」は、23～35共-9に準じて算定した価額による。この場合、23～35共-9の(4)ニに定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」については、原則として、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17「財産評価基本通達」(法令解釈通達)の178から189-7まで((取引相場のない株式の評価))の例により算定した価額とする。

・・・

(2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、当該株式を譲渡又は贈与した個人が当該譲渡又は贈与直前に当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(3) 当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額によること。

(4) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

## 8 親族外承継、複数の後継者の留意点

### ○ 子以外に株式を贈与した場合

- (1) 例えば、先代経営者から甥（子以外の親族）が株式の贈与を受けた場合、先代経営者に相続が発生したときは、その甥も相続税の申告が必要となりますので、甥に対して相続財産・債務の内容を開示する必要があります。  
親族以外の第三者が株式の贈与を受けた場合でも同様です。
- (2) 上記（1）で先代経営者の家族（配偶者・子）と甥との関係が良くない場合は、トラブルの原因となります。
- (3) 仮に先代経営者から贈与を受けた株価が高い場合、その株式を加算したところで相続税の計算をします。株式を相続していない配偶者や子の相続税の負担も重くなります（株式を加算することによる税率の上昇のため）。

### ○ 複数の後継者に贈与した場合

例えば、長男と次男が贈与を受け、納税猶予（特例措置）を適用することは、各々要件を満たせば可能です。ただ、将来、長男と次男に相続が発生した場合、特例措置の期間が過ぎて従来の一般措置を適用するときには、相続人の要件は変更されていないので後継者は1人となります。また、後継者は筆頭株主である必要があります。そうすると、仮に長男が筆頭株主であった場合、長男の相続人は適用対象となりますが、次男の相続人は適用対象にならないものと考えられます（将来税制改正があれば別ですが・・・）。

## 3 事業承継と持株会社、組織再編等との関連

### 1 持株会社の設立及び留意点

一般的には、現経営者や後継者が出資して会社を設立し、その会社が現経営者の経営・保有する事業会社の株式（複数の会社の場合もあります）を買い取ることで、持株会社となり、事業承継を行うものです。既存の資産管理会社等を利用するケースもあります。

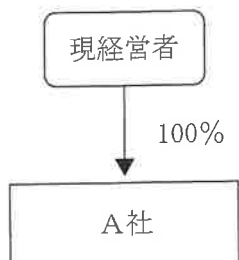
#### 【効果】

- ① 持株会社が株式を購入する場合、資金がないのが一般的であるためその資金を金融機関から借り入れます。そうすると、株式（資産）と借入（負債）が両建てとなるため、持株会社の株価は抑えられ、その状態で後継者へ承継できます。  
(注) 現経営者は、株式を譲渡しますので、譲渡所得税がかかります。また、後継者が持株会社に出資して設立した場合は、株式を移転した段階で承継することとなります。
- ② 持株会社の株式評価を純資産価額方式で行う場合、所有する株式（譲渡を受けた株式）の価額がそれ以後上昇していった場合、その上昇分(含み益)に対して法人税相当額(現行37%)の控除が適用されるため、現経営者が株式をそのまま所有するよりも株式上昇に対応できます。
- ③ 持株会社へ株式を譲渡して現金にすると、現経営者の個人資産はその後の株式評価上昇による影響を受けないこととなります。  
また、換金しにくい自社株式を現金化することで、納税資金の準備、将来の相続の際の遺産分割資金を準備できます。

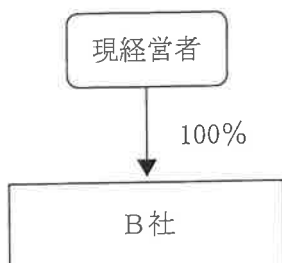


(1) 事例

【現状】

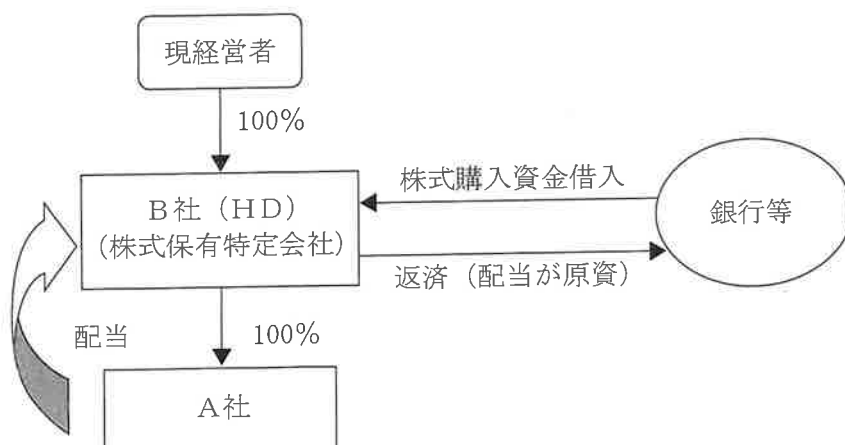


【新会社・B社設立】



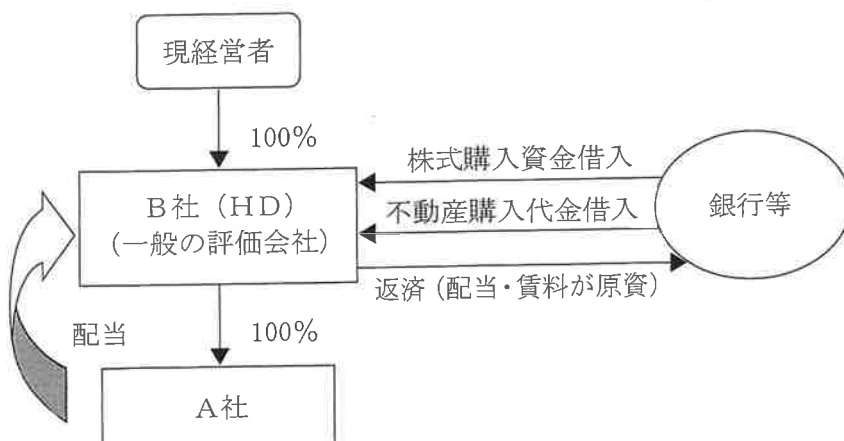
※ 一般的に現経営者及び後継者

【現経営者のA社株式をB社に売却】



- ① 現経営者には株式の売却代金が入りません(譲渡税負担有り)。
- ② 譲渡所得税は、利益の約20%。
- ③ 売却代金の検討
- ④ 株式保有特定会社(株式 / 総資産 $\geq$ 50%)  
評価は原則純資産価格

【B社が不動産購入】



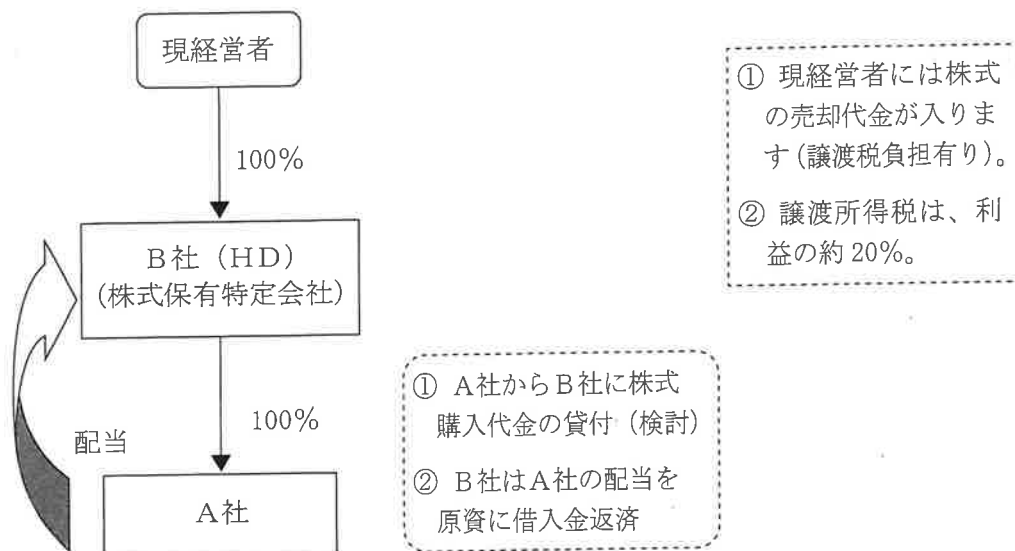
- ① 不動産購入による株式保有割合の低下  
※不動産の選定は慎重に(優良・有効なものを)
- ② 一般の評価会社(類似業種比準価額適用可能)

## 留意点

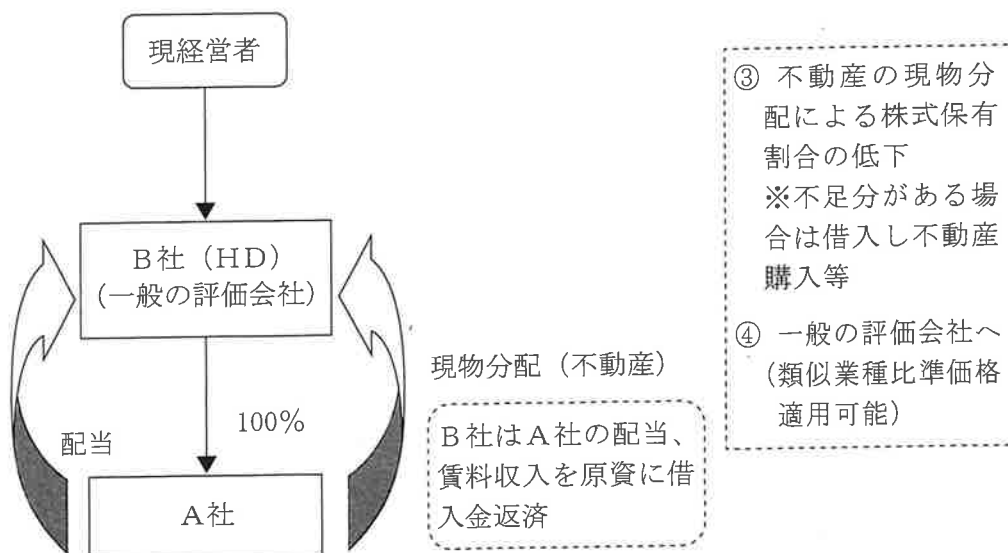
- ① A社の業績により配当ができないときは、返済に問題が生じます。
- ② 既存の法人（不動産等の含み益有）が持株会社（株式の譲渡を受ける）となる場合。

### (2) 左記(1)の事例で借入をしないケース

#### 【現経営者のA社株式をB社に売却】



#### 【A社所有の不動産をB社に現物分配】



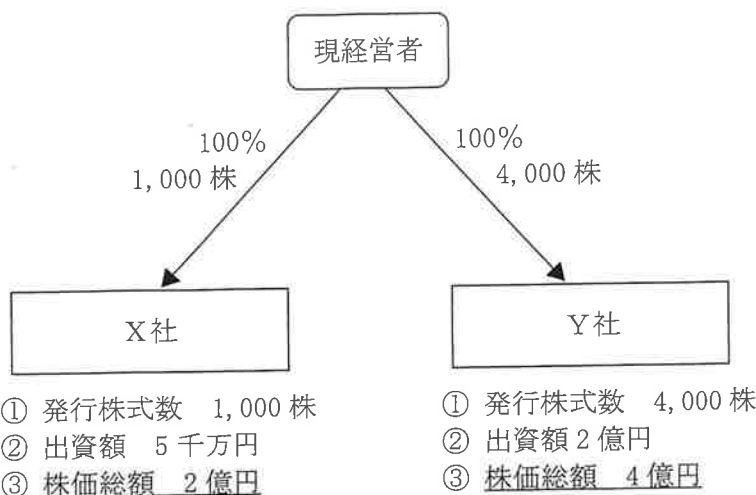
※ 上記(1)、(2)の事例は後継者が親族であるケースが一般的かと思いますが、親族外のケースもあり得ると思います。

※ 後継者が親族外のケースでは、事前に配当還元価格での贈与等も検討しても良いかもしれません。

### (3) 株式交換を行った場合

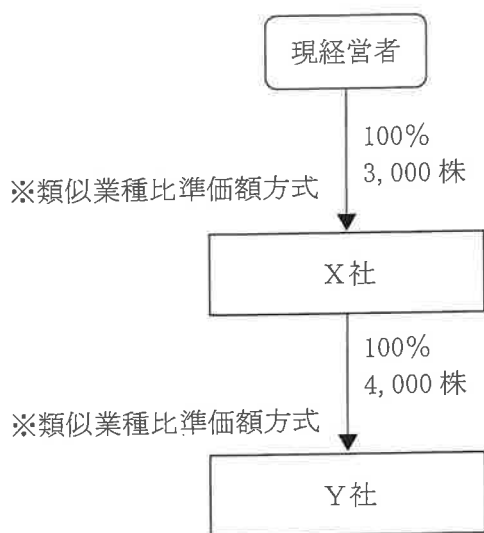
【現状】 X社、Y社ともに大会社（類似業種比準価額方式 100%）とします。

※各数値はあくまでも仮数値です。



現経営者は株式を売却しないので、売却収入は入らない（譲渡税の負担無）。

#### 【株式交換でY社をX社の子会社に】



現経営者はY社株式 4,000 株を手放す代わりにX社が発行するX社株式 2,000 株取得（計 3,000 株）。

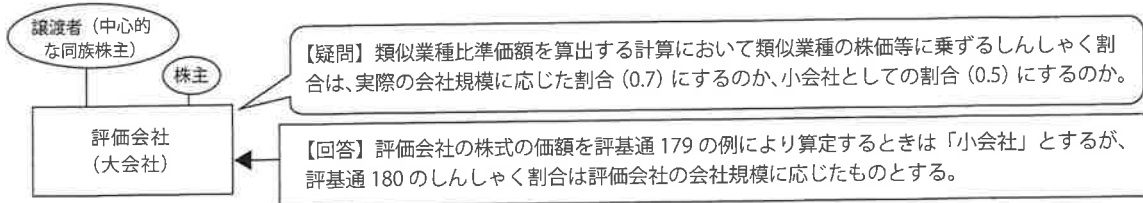
- ① 類似業種の計算では一般的には、X社の株価評価の3要素中、X社の簿価純資産の価額が増加する。
- ② X社が株式保有特定会社の場合は基本純資産評価。

- 現経営者から後継者への株式移転は、譲渡や贈与等
- 後継者の株式購入資金は、Y社からX社への配当等による後継者への報酬増等

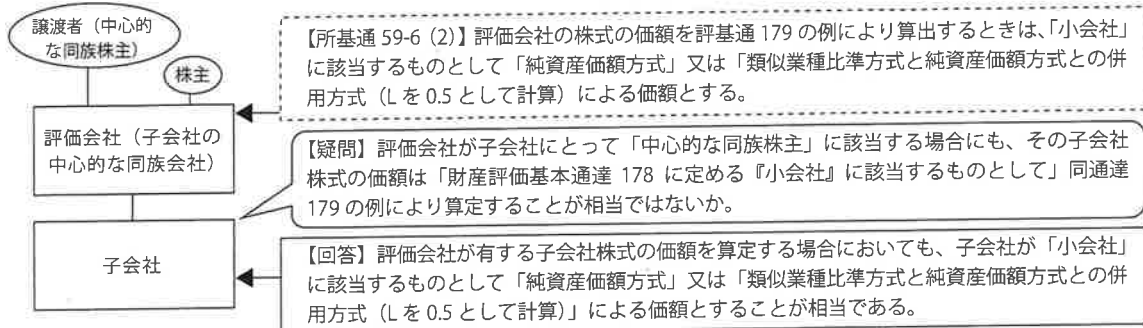
（注）株式交換とは、法人（株式交換完全子法人）がその発行済株式の全部を他の法人（株式交換完全親法人）に取得させることをいいます（会社法2三十一）。つまり株式交換とは、自社を他社の完全子会社とするために行われるものです。  
株式交換が行われると株式交換完全子法人（上の事例ではY社）の株主（上の事例では現経営者）の有する株式交換完全子法人の株式は、株式交換完全親法人（上の事例ではX社）に移転し、株主は対価として株式交換完全親法人の株式その他の資産の交付を受けます（会社法768、770）。

留意点：国税庁資産税課情報第 22 号（令和 2 年 9 月 30 日）所基通 59-6・個人から法人への低額譲渡

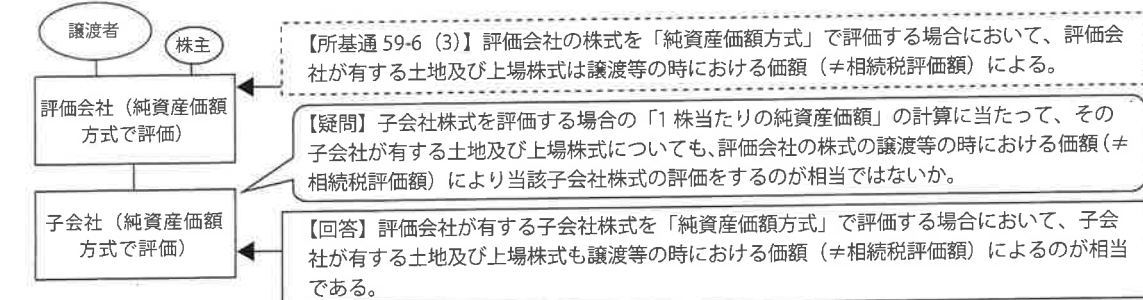
【イメージ図】



【イメージ図】



【イメージ図】



（注）従来の取扱いは、上記内容と相違しているケースもあり（H25.3.26 裁決・H27.3.27 東京高裁判決）。

## 2 分割と事業承継

事業承継の面から考えれば、事業承継を考慮して法人を事前に分割することも考えられます。

### （1）事業承継を考慮しての会社分割

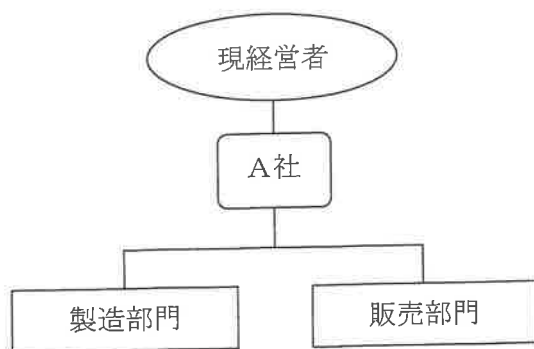
複数の後継者がいる場合、将来を考えて事業部門を区分し、それぞれ責任者にしておき、会社分割で事業別に分社することにより、争いを防止する効果があります。

（注）分割とは、法人（分割法人）がその事業に関して有する権利義務（資産負債）の全部又は一部を他の法人（分割承継法人）に承継させる組織再編手法です（会社法 2 ⑳㉑）。会社分割を行う場合、基本的には簿価で引き継げる税制適格をお勧めします（法法 2 十二の十一）。

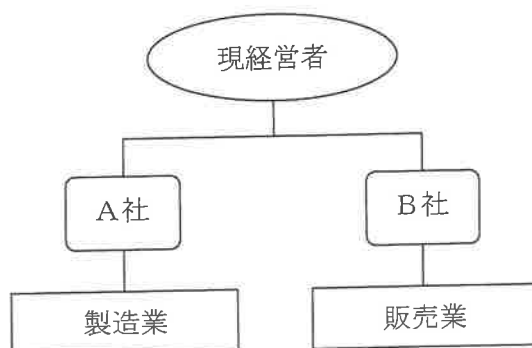
#### ○イメージ

事業承継対策として、仮に後継者が 2 人いるような場合に、社長の生前に会社を 2 社に分割し、各後継者に、それぞれの会社を経営させます。相続発生時に後継者は各々が経営している会社の株を相続すれば、株式の承継はスムーズに行えると考えられます。

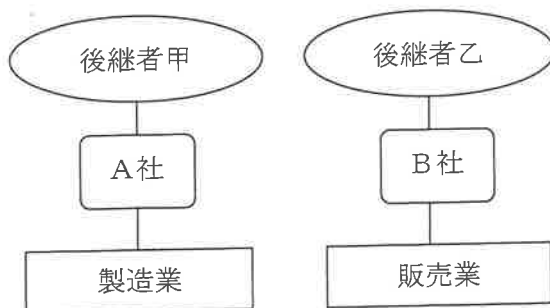
【現状】



【会社分割（分割型分割）】



【事業承継・相続】



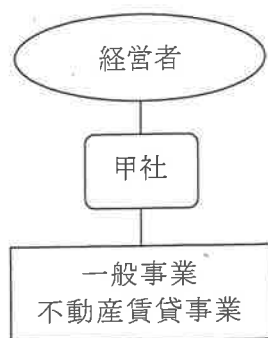
仮にA社が他の事業も行っており、その事業についても分割し（C社を設立）、その株式をA社とB社で50%ずつ保有すれば、C社は共同で経営することができます。

○会社分割の具体例

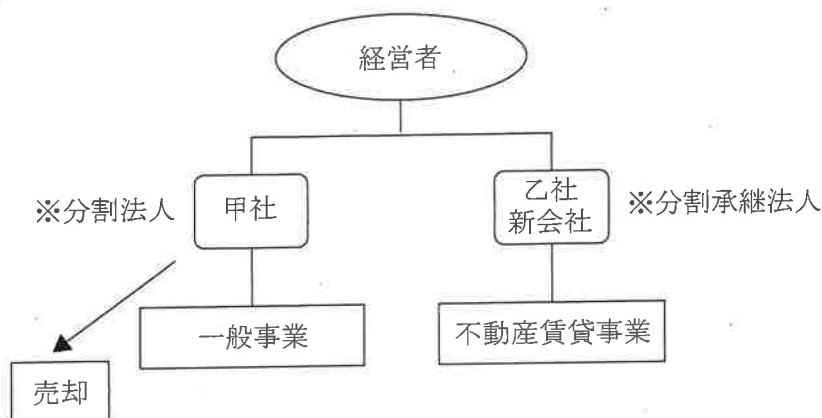
事業は承継しないものの、会社が所有する財産で残したい財産（不動産や金融商品等）があるとします。そのような場合には売却したい事業（甲社）と残したい財産についての事業（乙社）との2社に分割しておき、甲社株式を第三者へ売却し乙社株式は継続して所有する方法が考えられます。

(注) 平成 29 年度税制改正前は、このような会社分割を行った場合には、「会社分割後の支配関係が継続しない」ことを理由に非適格分割として課税関係が発生していましたが、現在では、分割型分割においては、「分割承継法人とのみ支配関係が継続」していれば、適格分割とされ分割法人株式を売却しても非適格として課税を受けることがなくなりました（法法令 4 の 3⑥）。

【現状】



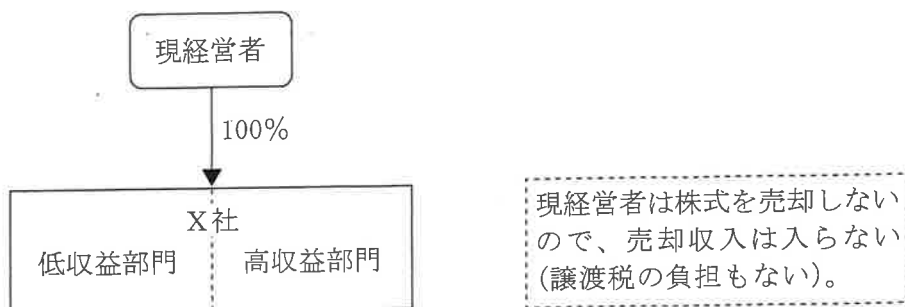
【会社分割（分割型分割）】



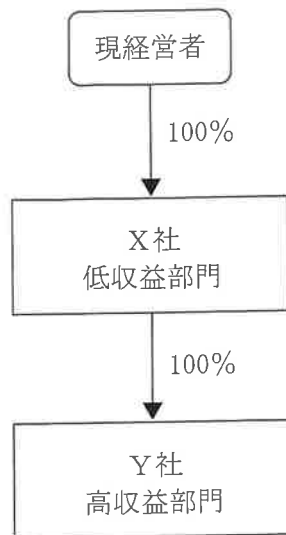
※ 上記とは反対に、不動産賃貸事業（甲社 / 甲社に残す）を売却し（甲社株式売却）、一般事業（乙社 / 乙社に承継）を継続する（乙社株式保有）といったケースもあると思います。

(2) 会社分割を行った場合

【現状】



## 【会社分割（分社型分割）】



- ① 現経営者は分割後のX社株式を所有するため、株価評価も分割後のX社株価となる。
- ② 仮にY社が高収益でも、X社株価影響は限定的。
- ③ X社が株式保有特定会社に該当する場合は、基本的に純資産価額で評価。

- 現経営者から後継者への株式移転は、譲渡や贈与等。
  - 後継者の株式購入資金は、Y社からX社への配当等による後継者への報酬増等。
- ※ 留意点（前述の情報参照）

### 参考

複数の会社を運営している場合で、その中に株式保有特定会社や土地保有特定会社があるときに、会社分割等により一般の評価会社となるケースもあります。

## 3 合併と事業承継

### (1) 事業承継との関係

事業承継の面から考えれば、事業承継を考慮してグループ内の複数の法人を合併することや、M&A等で所有する会社を合併（吸収合併）により手放すといったことも考えられます。また、事業承継をスムーズに行うため、株価対策として合併を行うことも考えられます。

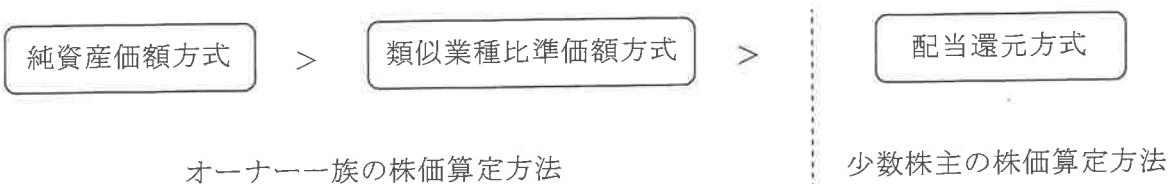
(注) 合併とは、別々の法人が1つの法人に合体する組織再編手法であり、消滅する法人（被合併法人）の権利義務（資産負債）の全てを存続する法人（合併法人）に承継させるものです。既に存在する法人の一方を合併法人、他方を被合併法人とする合併を吸収合併といいます（会社法2二七他）。既に存在する2以上の法人が被合併法人として消滅し、その合併により新設される法人を合併法人とするものを新設合併といいます（会社法2二八他）。

### (2) 合併による類似業種比準価額への影響

一般的に株式の評価は、類似業種比準価額や純資産価額で評価します。ここで、通常は、純資産価額の方法が類似業種比準価額より高いため、類似業種比準価額で計算する部分が多い方が株価が低くなる傾向があります。

合併により兄弟会社や親子会社を1つの会社に集約することができれば会社規模を拡大し、類似業種比準価額の割合が上昇することがあります。

### 【3つの株価のイメージ】



○ 類似業種比準価額の判定要素は、配当、利益、簿価純資産

### 【類似業種比準価額方式の区分】

大会社		類似業種比準価額 × 100%
中会社	中会社の大	類似業種比準価額 × 90% + 純資産価額 × 10%
	中会社の中	類似業種比準価額 × 75% + 純資産価額 × 25%
	中会社の小	類似業種比準価額 × 60% + 純資産価額 × 40%
小会社		類似業種比準価額 × 50% + 純資産価額 × 50%

○ 複数の関係会社があるような場合は、合併により大会社になることも

(注) 合併の前後で会社実態が変化する場合、合併のあった事業年度とその翌事業年度においては、株式の相続税評価に類似業種比準価額を採用できず純資産価額方式の適用が適用となることもあるため、注意が必要です (株式会社債の評価の実務・国税速報/大蔵財務協会)。

### 参考

法人が合併や分割その他の組織再編成の行為によりその有する資産 (及び負債) を他の法人に移転した場合には、通常の譲渡 (売却) をした場合と同様に、その移転した資産の譲渡損益の計上 (資産の含み損・含み益の実現) を行うことが法人税の原則です。

しかし、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に変更がないと考えられるような場合には、課税関係を継続させるべきとの考え方から、組織再編により移転する資産に対する支配が組織再編成後も継続していると認められるものについては、移転する資産の譲渡損益の計上を繰り延べるとされています。



このように組織再編税制では、組織再編による資産の移転につき、時価移転（時価による譲渡）をしたものとして譲渡損益計上することを原則としつつも、一定の条件を充足する場合には、簿価移転（簿価による譲渡）をしたものとしてその譲渡損益の計上を繰り延べて課税関係を継続させることとしています。

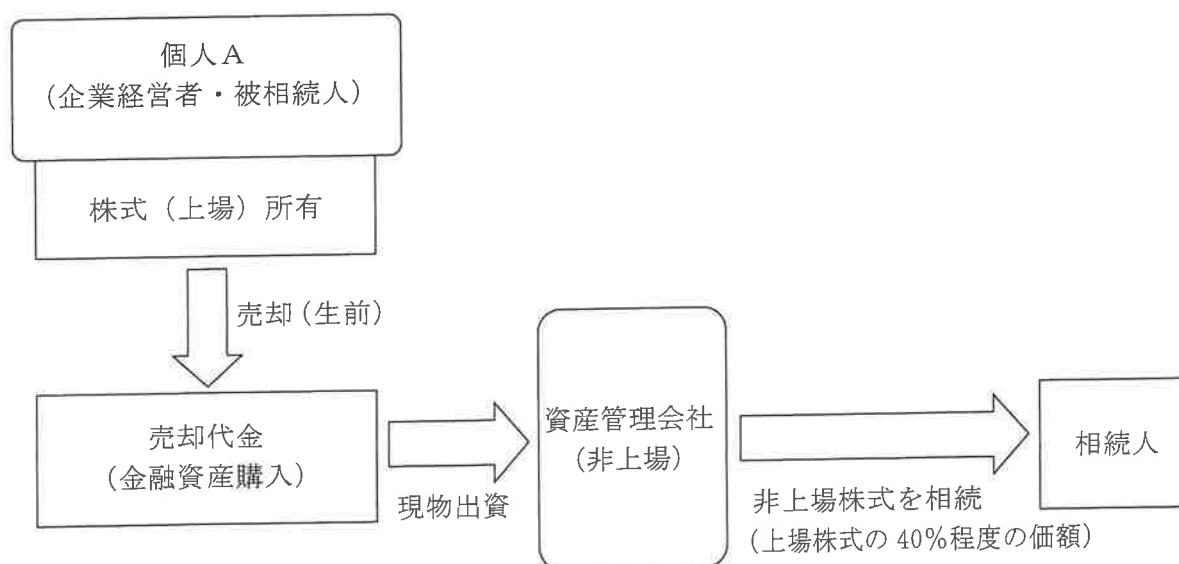
上記のように組織再編税制は、継続的な企業の経営活動の円滑化を助成するものと考えられますが、一方で事業承継の場面からも活用できるものがあります。

#### 【組織再編税制の対象】

- ①合併 ②分割型分割 ③分社型分割 ④現物出資 ⑤現物分配 ⑥株式分配 ⑦株式交換
- ⑧全部取得条項付種類株式に係る取得決議 ⑨株式の併合 ⑩株主売渡請求に係る承認
- ⑪株式移転

## 4 税務対策で問題になった事例

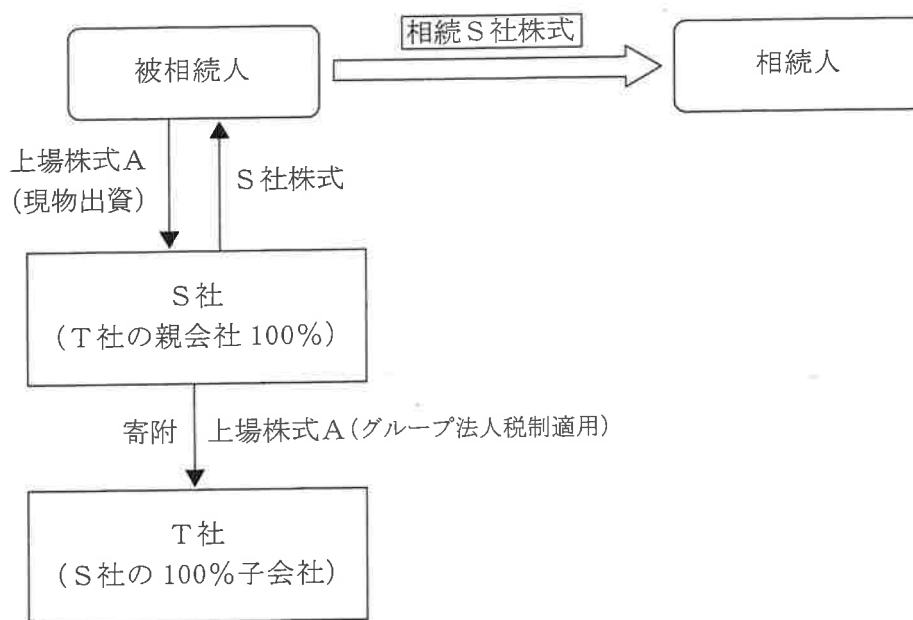
### 【事例1】



被相続人が保有していた資産管理会社の株式評価について類似業種比準価額（若しくは類似業種比準価額と純資産価額の併用）で相続税申告を行ったところ、課税当局から約2倍の価値があるとして「申告額は著しく不相当」とされたものです。課税当局は株価について鑑定評価（内容的には純資産価額と思われます。）を取得しています。

（注）被相続人は相続開始直前に上場株式を市場で売却後、その資金を基に他の金融資産（債券等（株式以外）と思われます）を購入し、上記資産管理会社に現物出資していました。その際、資産管理会社の株価評価については、基本的に類似業種比準価額を基に算定できますが、そうすると、上記上場株式の売却代金の40%程度の評価額となっていました。

## 【事例 2】



- 1 相続人はS社株式を20億円で評価し申告（T社を類似業種比準方式で算定）。  
※S社は類似業種比準価額が適用できなかったため、T社に上場株式Aを寄附した模様。  
S社は寄附に先立ちT社の全株式を取得して完全子会社としていた。
- 2 課税当局はS社株式を110億円で評価。  
※T社株式を純資産価額に近い方法で評価したためS社株式が上昇か？

### 参考：財産評価基本通達

#### （この通達の定めにより難しい場合の評価）

6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

#### （特定の評価会社の株式）

189 178《取引相場のない株式の評価上の区分》の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

なお、評価会社が、次の(2)又は(3)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が次の(2)又は(3)に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする。

・・・

- (2) 株式保有特定会社の株式
- (3) 土地保有特定会社の株式

(純資産価額)

185 179((取引相場のない株式の評価の原則))の「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」は、課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額(この場合、評価会社が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)並びに家屋及びその附属設備又は構築物(以下「家屋等」という。)の価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価するものとし、当該土地等又は当該家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、当該帳簿価額に相当する金額によって評価することができるものとする。以下同じ。)の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする。・・・

## 5 組織再編と非上場株式の納税猶予との関係

### 《事例》 納税猶予を適用後できる組織再編、できない組織再編(合併・株式交換)

Q: 相談者乙はX社(非上場)の代表取締役ですが、先代経営者の甲(父)から非上場株式の納税猶予を適用し、X社株式の贈与を受ける予定とのことでした。X社が中核となる会社ですが、その他にも関連する会社が複数あり、納税猶予適用後、合併や株式交換等の組織再編を行った場合、納税猶予適用継続の可否はどうなるのでしょうか。



A: 納税猶予適用会社が合併法人(合併の場合)、完全親会社(株式交換の場合)は、納税猶予の適用は継続され、それ以外の場合は継続可能なケースと不可のケースに分かれます。下記、解説参照。

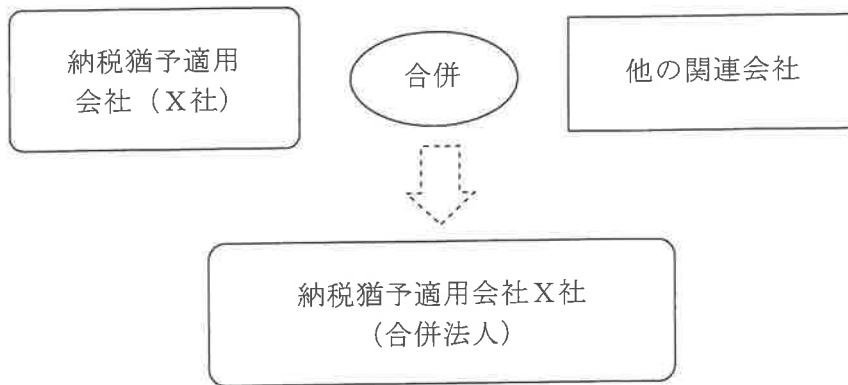
#### 【解説】

##### 1 合併の場合

(1) 事業承継期間内(5年内)の場合(措法70の7③十三、70の7④二)

① 納税猶予の適用会社(X社)が合併法人となった場合

納税猶予は継続されます。

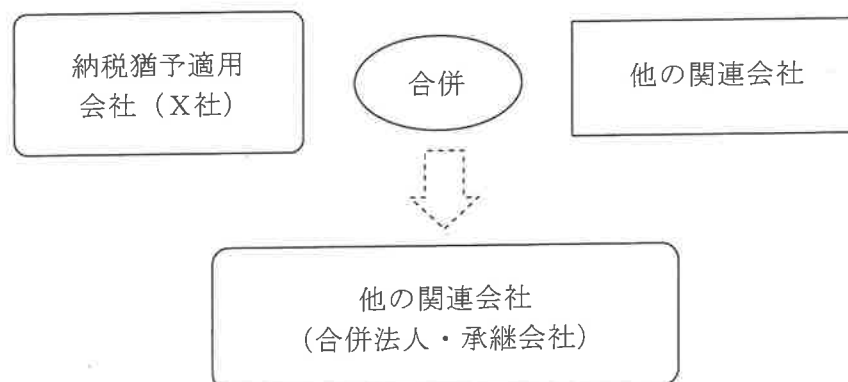


## ② 納税猶予の適用会社 (X社) が被合併法人 (消滅) となった場合

合併により対象会社が消滅した場合は、原則として納税猶予制度の期限確定事由に該当しません (納税猶予打ち切り)。ただし、下記の要件を満たした場合には、納税猶予制度が適用されます。(措規 23 の 9⑩)

- ① 承継会社が特例認定承継会社要件 (注) を満たしていること。
- ② 消滅会社 (X社) における後継者が、承継会社の代表者であること。
- ③ 消滅会社における後継者とその同族関係者とあわせて承継会社の議決権数の 50% 超を有すること。
- ④ 消滅会社 (X社) における後継者が、同族関係者の中で承継会社の筆頭株主であること。
- ⑤ 合併に際して承継会社 (合併法人) が株式等以外の財産を交付していないこと。

(注) 中小企業者であること、常時使用従業員が 1 人以上であること、資産保有型会社等に該当していないこと等



## (2) 事業承継期間経過後 (5 年経過後)

### ① 納税猶予の適用会社が合併法人となった場合

納税猶予は継続されます。

### ② 納税猶予の適用会社 (X社) が被合併法人 (消滅) となった場合

対象会社が合併により消滅した場合には、次の算式で計算した金額について納税猶予期限が確定します (下記算式金額が納税猶予打ち切り)。なお、金銭等は、株式等以外の金銭その他の資産をいいます。

そのため、合併に際して、合併法人（存続会社）が株式のみを交付する場合は、猶予期限が確定する金額はありません（納税猶予は継続されます）（措法 70 の 7⑤三、措令 40 の 8⑳）。

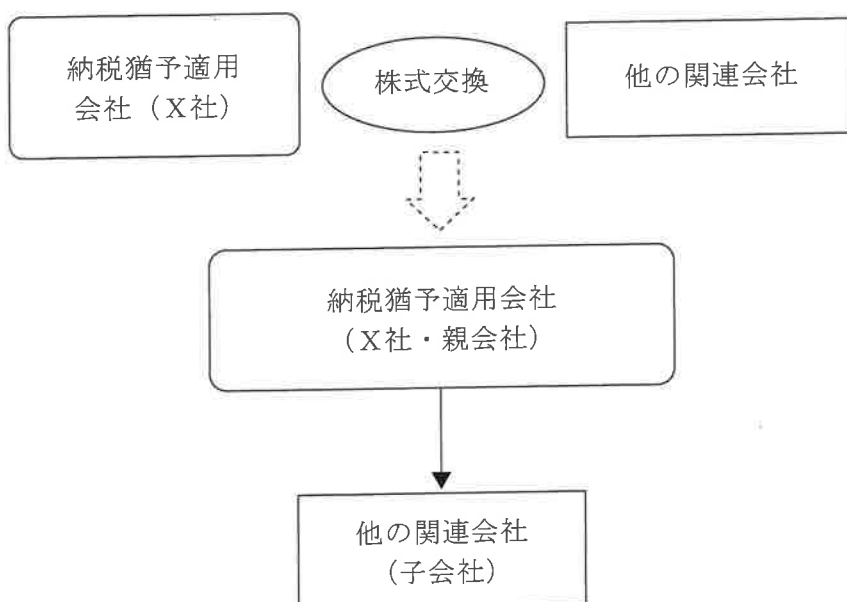
$$\text{納税猶予税額} \times \frac{\text{合併法人が消滅会社の全株主に交付した金銭等の額}}{\text{合併前純資産額}}$$

## 2 株式交換（又は移転）の場合

### （1）事業承継期間中（5 年内）の場合（措法 70 の 7③十四、措法 70 の 7④二）

#### ① 納税猶予の適用会社（X 社）が完全親会社となった場合

納税猶予は継続されます。



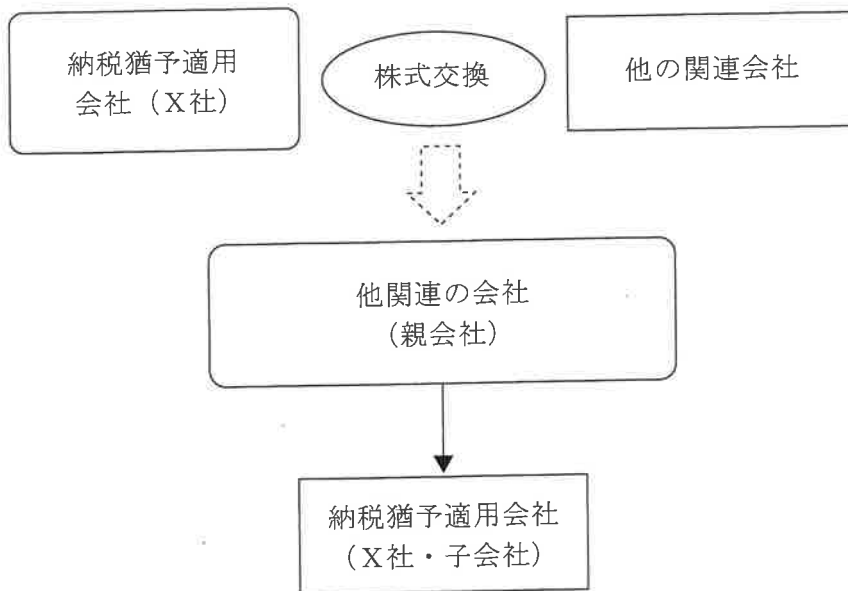
#### ② 納税猶予の適用会社（X 社）が完全子会社となった場合

株式交換または株式移転により対象会社が、他の会社の完全子会社となった場合には、原則として納税猶予制度の期限確定事由に該当します（納税猶予打ち切り）。

ただし、下記の一定の要件を満たした場合には、納税猶予制度が継続されます。（措規 23 の 9㉑）

- ① 承継会社が特定認定承継会社要件（注）を満たすこと
- ② 完全子会社における後継者が、承継会社の代表者であること。
- ③ 完全子会社における後継者とその同族関係者とあわせて承継会社の議決権数の 50% 超を有すること。
- ④ 完全子会社における後継者が、同族関係者の中で承継会社の筆頭株主であること。
- ⑤ 株式交換に際して承継会社が株式等以外の財産を交付していないこと。

（注）中小企業者であること、常時使用従業員が 1 人以上であること、資産保有型会社等に該当していないこと等



(2) 事業承継期間経過後 (5年経過後)

① 納税猶予の適用会社 (X社) が完全親会社となった場合

納税猶予は継続されます。

② 納税猶予の適用会社 (X社) が完全子会社となった場合

対象会社が株式交換等により他の会社 (注) の株式交換等完全子会社になった場合には、次の算式で計算した金額について納税猶予期限が確定します (下記算式金額が納税猶予打ち切り)。なお、金銭等は、株式等以外の金銭その他の資産をいいます。

そのため、株式交換等に際して、株式交換等完全親会社が株式のみを交付する場合は、猶予期限が確定する金額はありません (納税猶予は継続されます) (措法 70 の 7⑤四、措令 40 の 8⑩)。

$$\text{納税猶予税額} \times \frac{\text{他の会社 (注) が株式交換等完全子会社の全株主に交付した金銭}}{\text{株式交換等前純資産額}}$$

(注) 完全親会社となった会社

【参考】

上記は贈与の納税猶予適用のケースですが、相続の場合も基本的に同様です。

《事例》 納税猶予適用後できる組織再編、できない組織再編 (会社分割)

Q : 前述の事例のケースで、会社分割の場合はどうなるのでしょうか。



**A**：納税猶予適用会社（X社）が会社分割を行っても基本的には事業承継税制の期限確定事由には該当しません（納税猶予は継続適用）。ただし、納税猶予適用会社（X社）が分割法人となる分割型分割で、分割承継法人（例えば上記の他の関連会社）の株式が分割法人（納税猶予適用会社・X社）の株主に交付される場合は、期限確定事由に該当します（納税猶予は打ち切り）。

なお、納税猶予適用会社（X社）が分割承継法人になる場合は、納税猶予は継続されます。

### 【解説】

会社分割は分社型分割（分割承継法人から分割法人が交付を受ける分割対価が分割法人の株主等に交付されない分割）と分割型分割（分割承継法人から分割法人が交付を受ける分割対価のすべてが分割の日に分割法人の株主等に交付される分割又は分割対価の全てが分割法人の株主等に直接交付される分割）に分けられ、期限確定事由に該当する（納税猶予打ち切り）かは、下記のように区分されます。

## 1 事業承継期間中（5年内）（措法70の7③七、70の7⑤五、措通70の7-27）

### （1）分社型分割の場合

分社型分割の場合は、納税猶予適用会社（X社）の所有する分割の対象となった資産が、分割承継法人の株式に替わったと見れば、納税猶予適用会社（X社）の株主が所有する納税猶予適用会社の株式に影響をもたらさないと考えられ、納税猶予制度は継続されます。

### （2）分割型分割の場合

分割型分割によって、納税猶予適用会社（X社）から株主が剰余金の配当を受けることは期限確定事由（納税猶予の打ち切り事由）ではないため、納税猶予制度は継続されます。ただし、分割承継法人（例えば上記の他の関連会社）の株式が対価とされる場合には、配当財源規制が適用されないため通常の剰余金の配当とは考えられず、株主にとっては、実質的に納税猶予適用会社（X社）の株式（納税猶予適用株式等）が、分割承継法人の株式に替わる（交換される）ことと同視され、期限確定事由（納税猶予の打ち切り事由）となります。

## 2 事業承継期間経過後（5年経過後）

会社分割を行っても基本的に期限確定事由には該当しません（納税猶予が継続）が、納税猶予適用会社（X社）が分割法人となる分割型分割（分割承継法人の株式が交付される場合）は、期限確定事由に該当します（納税猶予が打ち切り）。この場合には、交付を受けた分割承継法人の株式等に対応する次の算式で計算した金額について納税猶予の期限が確定します（措令40の8③1）。

$$\text{猶予税額} \times \frac{\text{承継純資産額} \times A \div B}{\text{分割前純資産額}}$$

A 納税猶予適用会社（X社）から納税猶予適用会社（X社）の全株主に配当された分割承継法人の株式

B 分割承継法人から納税猶予適用会社（X社）が交付を受けた分割承継法人の株式

(例)

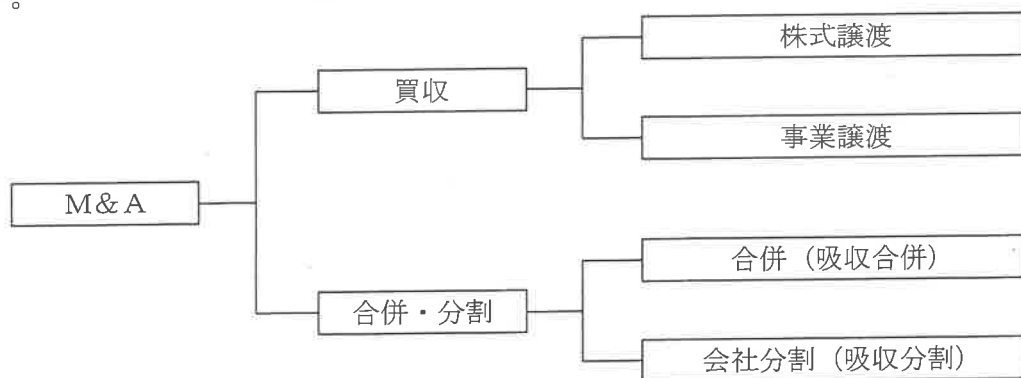
- ・ 納税猶予税額 1,000
- ・ 承継純資産額（納税猶予適用会社が会社分割により承継させた資産－負債） 20,000
- ・ 納税猶予適用会社の分割前純資産額 100,000
- ・ AとBは同じ（分割承継法人から納税猶予適用会社に交付された分割承継法人の株式を全て納税猶予適用会社の株主に配当）

$$1,000 \times \frac{20,000}{100,000} = 200 \text{ (納税猶予打ち切り・要納付)}$$

## 6 M&Aの概要

後継者のいない中小企業で、相続発生等で事業が継続できなくなり、廃業した場合、従業員や取引先への影響は多大なものがあります。

後継者のいない中小企業にとっては、M&Aは事業継続するための有望な選択肢です。M&Aには、会社全体を譲渡する場合や一部だけを譲渡する場合など、いくつかの形態があります。



### ○ 事業譲渡

売主が有する事業の全部または一部を譲渡する方法。特定の事業だけを譲り渡すことができます。手続的には煩雑な面があります。買主にとってはリスク軽減が図れます。

### ○ 会社分割（吸収分割）

売主が複数の事業を行っている場合、特定の事業部門を子会社として分割し、買主に株式譲渡、または買主の会社に合併する方法です。買主にとっては、特定の事業部門だけを買収できます。

#### 【課税関係】

- 株式売却時の課税
- 経営者が取得する退職金の課税
- 経営者が所有する会社使用の土地を売却する場合の課税
- 事業譲渡の場合の課税（被買収会社に資金が入る。その後株主に配当。）



## 4 事業承継と信託・一般社団等との関連

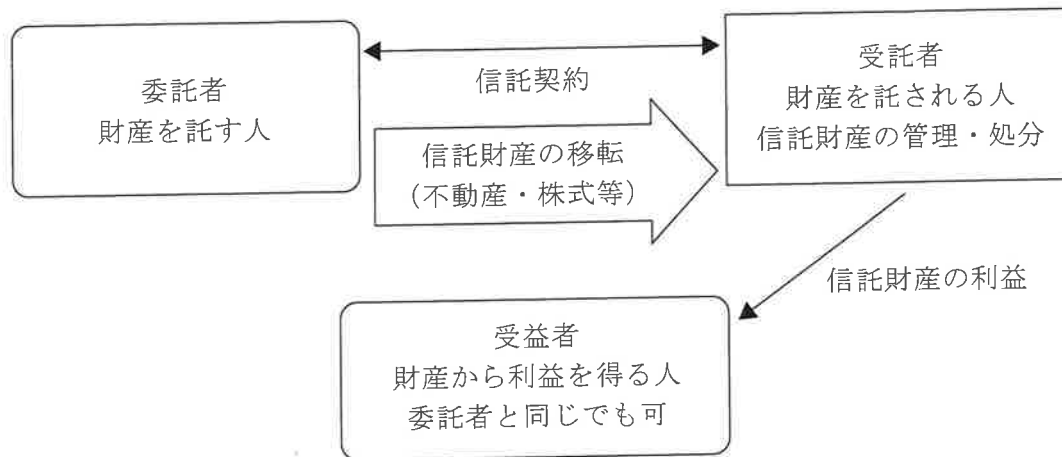
### 1 信託

#### (1) 概要

信託とは、財産を所有する方が財産を人（又は会社）に預けて、預ける目的に従って管理してもらおうことをいいます。ここで、財産を預ける人を委託者、財産を預かる人を受託者、預けられた財産から得られる利益を得る人を受益者といいます。

受託者は委託者の設定した信託の目的などに基づき、受益者の利益のために信託財産の管理・運用・処分などを行うという制度です（信託法2）。

なお信託財産はその所有権が委託者から受託者に移転し受託者の名義となります。



なお、信託契約によって受託者が利益を得るものを「商業信託」、受託者が利益を得ないものを「民事信託」と言います。これらの信託が、事業承継の場面でも見られます。

※ 受益権は前述の非上場株式等の納税猶予の対象になりませんのでご注意ください。

#### (2) 事例

##### 《事例1》事業承継に利用できる遺言代用信託の内容

**Q**：私は同族会社の社長をしていますが、そろそろ事業承継を考える時期になりました。信託を使うことで事業承継がスムーズに運ぶといったことを聞いたのですが、どのようなことでしょうか。

**A**：以下、基本的な遺言代用信託について説明します。

##### 遺言代用信託の意味と長所等

遺言代用信託とは、委託者が生前に財産を信託し、委託者を当初の受益者とし、委託者が亡くなった場合の次の受益者を予め信託契約に定めておく信託をいいます。遺言代用信託は遺言で信

託を設定するものではありませんが、遺言のように財産の承継者を事前に決めておくといった類似する面があることから遺言に「代用」する信託とされています。

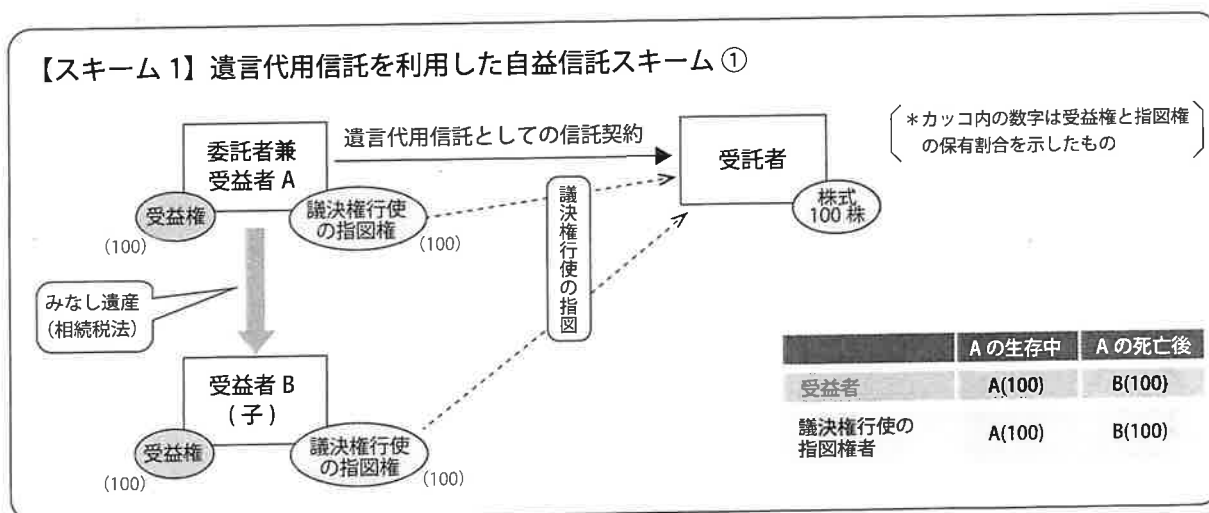
ここで、事業承継の場面で考えると、例えば、後継者に自社株式を相続させる旨の遺言があっても、その手続き上、遺言の執行の完了まで一定の時間がかかります。また、当該遺言に矛盾する遺言があったり、他の相続人から遺言の内容について疑義を唱えられたりすると更に時間がかかる可能性もあります。

一方、遺言代用信託の場合は、経営者の死亡により信託契約の定めに基づいて当然に後継者が受益権を取得するため、経営の空白期間が生じることなく事業承継を行うことができるといった長所があります。

### 【遺言代用信託の事例】（中小企業庁ホームページより）

下記の事例は、経営者（委託者）が生前に、所有する自社株式を対象に信託を設定し、信託契約において自らを受益者（当初受益者）としています。そして、経営者（委託者）死亡時に後継者が受益権を取得する旨を定めたものです（注）。

（注）経営者死亡後、後継者が受益者となります。  
 なお、後継者が取得する受益権は相続税の対象となります。



### 信託要項のイメージ

信託目的	(円滑な事業承継による企業価値の維持・向上を目的とする) 株式の管理
委託者兼当初受益者	中小企業経営者 A
受益者	中小企業の後継者 B
議決権の行使	委託者相続発生前：委託者兼当初受益者の指図に従い、受託者が行使する 委託者相続発生後：後継者の指図に従い、受託者が行使する
信託財産	自社株式
信託の変更	原則不可
受益権の譲渡・担保提供	原則不可とするが、一定の事由に該当する場合で受託者が承諾した場合は可。
信託の終了事由	後継者（受益者）の死亡等

## 《事例2》 遺言代用信託の活用事例

**Q**：前問で遺言信託の基本的な事例の紹介がありましたが、他の活用事例がありましたら教えてください。

**A**：以下、2つの事例をご紹介します。

### 【遺言代用信託の事例①（遺留分の配慮と議決権の確保）】（中小企業庁ホームページより）

下記の事例は、受益権を分割して非後継者の遺留分（民法上保証された取り分・通常は法定相続分の1/2）に配慮しつつ、議決権行使の指図権を後継者のみに付与することで、議決権の分散を防止し、安定的な事業承継を目的としています。

(1) 経営者（委託者）は、生前は受益者（当初受益者）でもあります。

信託した株式は100株、この株式についての受益権（配当等）100株分、議決権行使の指図権（前問参照・委託者の指示で受託者が議決権行使）100株分。

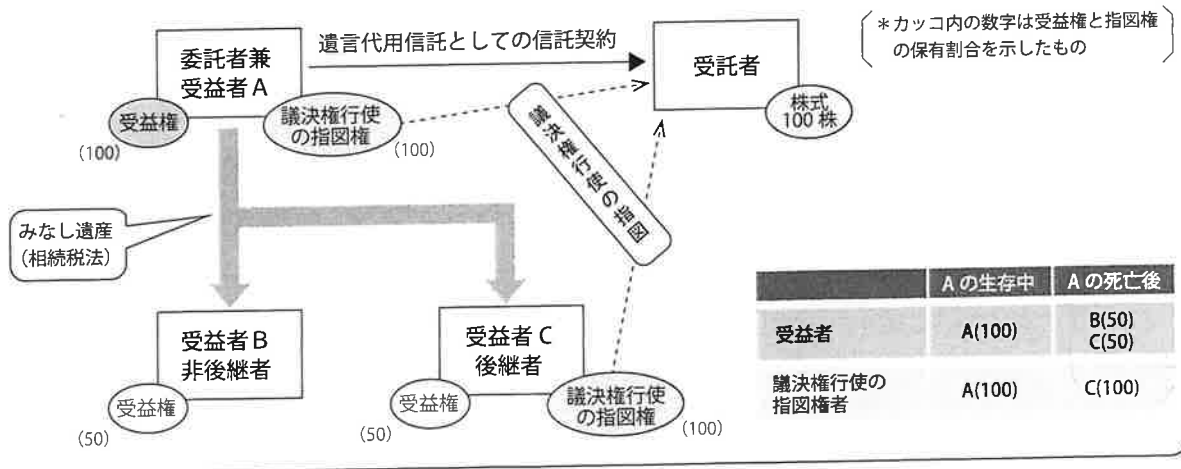
(2) 経営者（委託者）死亡後は、受益権は受益者B（非後継者）に50株分、受益者C（後継者）に50株分、議決権の指図権は受益者C（後継者）に100株分（注）。

（注）受益者B（非後継者）は、議決権の指図権は取得しません。

#### 参考

議決権の指図権は相続税の評価上、別個に価額は算定されないものと考えられます。なお、受益権の評価額は株式の評価額と同額となります。

### 【スキーム2】 遺言代用信託を利用した自益信託スキーム②



### 【遺言代用信託の事例②（生前に贈与・経営者議決権の確保）】（中小企業庁ホームページより）

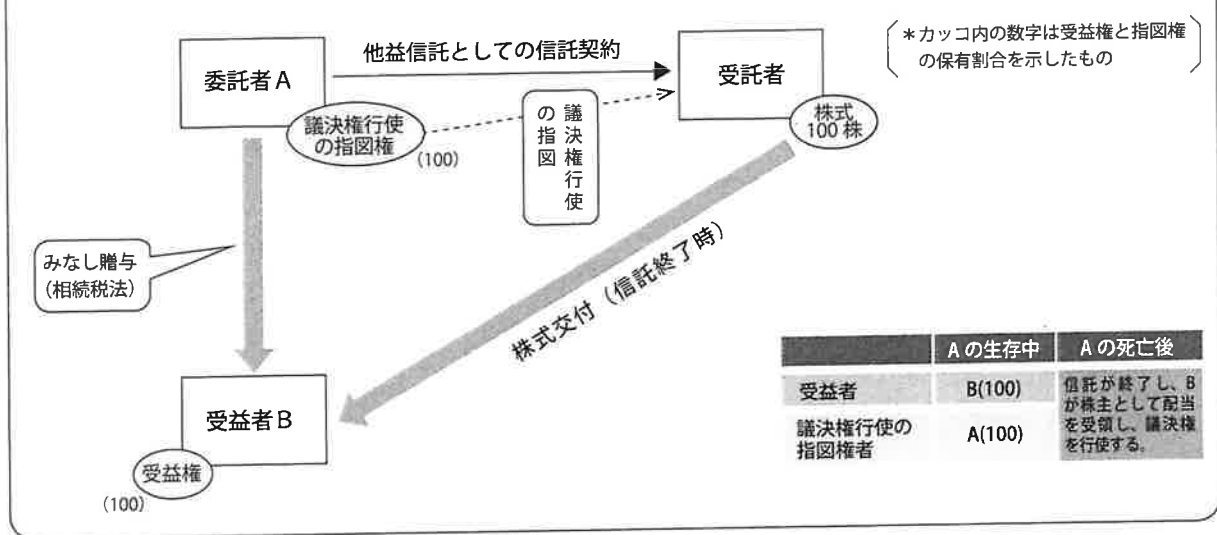
下記の事例は、経営者（委託者）が、議決権行使の指図権を保有することで、経営者は引き続き経営権を維持しつつ、自社株式の財産的部分のみを後継者に取得させるものです。

同様の効果を有するものに種類株式がありますが、種類株式の発行と比較的手続きが容易です。また、拒否権付株式の発行の場合、積極的に会社の意思決定をできないことと比較しても長所があります。

(1) 経営者は委託者A、後継者は受益者Bとなります。

(2) 議決権行使の指図権（前問参照・委託者の指示で受託者が議決権行使）の全て（100株分）を経営者（委託者A）が取得します。

### 【スキーム 3】 他益信託を利用したスキーム



### 参考：信託財産の複層化の留意点

信託の受益権を収益受益権と元本受益権に分けられる場合があります。その場合の規定内容及び留意点について記載します。

### 財産評価基本通達（信託受益権の評価）

202 信託の利益を受ける権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。（平 11 課評 2-12 外・平 12 課評 2-4 外改正）

- (1) 元本と収益との受益者が同一人である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する。
- (2) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額によって評価する。
- (3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。
  - イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額
  - ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

※元本受益権の評価額（上記イ）＝信託財産の評価額－収益受益権の評価額（上記ロ）

**【租税回避と認められる例・(参考：税大論叢)】**

① Aは、所有している甲土地を、自己が主宰する同族会社(乙社)に資材置場として賃貸。  
賃料は相場より極めて高い。

② AはC社を受託者とし、上記甲土地を信託する(収益受益者はA)。なお、信託の終了時の元本受益者は長男Bとする(信託期間30年)。

※賃料が高いと収益受益権の価額は高くなる。

・・・ここで、元本受益権を贈与する(下図300)。

③ 3年経過後に、受託者であるC社は、当初の乙社との賃貸借契約を終了し、この土地について丙社に通常に比べて極めて安い賃貸料で資材置場として賃貸契約を締結した。

※賃料が低いと収益受益権の価額は低くなる

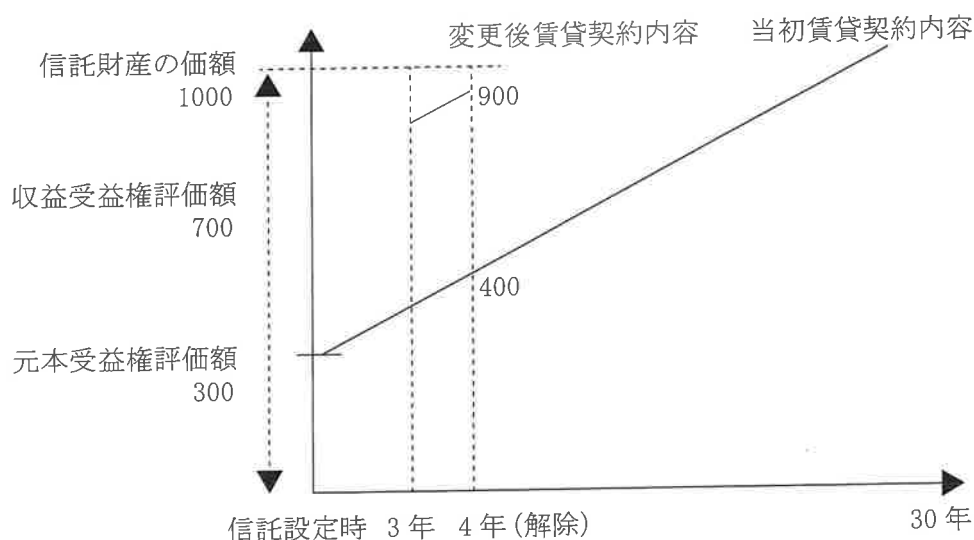
④ その上で4年経過時に信託に関し関係者により合意解除を行った。

・・・収益受益権のみなし贈与(下図1000と900の差100)

※ 信託終了時には、相続税基本通達 9-13「・・・当該元本受益者が、当該終了直前に当該受益者から有していた当該信託受益権の価額に相当する利益を当該収益受益権者から贈与によって取得したものと取り扱う」こととされています。

※相続税基本通達逐条解説(9-13 関連)では、不動産の複層化後の信託契約期間途中で解約した事例が記載されています。

**【イメージ】**



⑤ 贈与総額 = 元本受益権の贈与 300 + 収益受益権対応分贈与 600 (1000と400の差)  
= 900 (当初契約)

贈与総額 = 元本受益権の贈与 300 + 収益受益権対応分贈与 100 (1000と900の差)  
= 400 (契約変更後) → 問題あり

**参考：民事信託(家族信託)と債務の承継**

被相続人が不動産を信託し、銀行ローンが残ったままだが相続税の申告上、債務控除可能か。・・・基本的に可能(相法13.14)

**参考：損益通算（不可）**

信託から生じる所得が不動産所得の損失である場合はないものとされます。  
他の信託の不動産所得（利益）や信託してない不動産の不動産所得（利益）との通算不可（措法 41 の 4 の 2）

**2 一般社団法人（近年の改正事項含む）**

事業承継の場面では、一般社団法人は会社経営の安定と株式のスムーズな承継を目的としてどのように活用するかといったこととなります。

前者については、例えば、経営者が株式を信託する際に一般社団法人を受託者とするようなケース（注）が考えられ、後者については非営利型法人を目指すといったケースが考えられます。

（注）遺言で後継者に株式を遺贈する場合に比較し株式が信託されている場合は、時間がかかりません（前述の事例参照）。また、個人が受託者になるのに比較し永続性があります。

なお、一旦、社団に財産が移転すると、その後、相続税は課税されませんでした。この点については改正が行われています（後述の事例参照）。

**（1）一般社団法人の概要**

一般社団法人とは、人の集まり、構成員の集合体に法人格が与えられたものをいいます。一般社団法人の特徴としては、資本金、出資者、株式が存在しない点、事業目的に制限がない点などが挙げられます。

○ 設立・・・ 2名以上の社員が必要（一般法 60、65）

○ 機関設計・・・ 必須

理事（1人以上）  
社員総会

※社員は社員総会の議決権 1 個

・・・ 任意

理事会（3人以上）  
監事  
会計監査人

**（2）一般社団法人の課税関係（法人税）**

一般社団法人は、株式会社と同様に全所得課税（非営利型・公益型以外の一般社団法人）が基本ですが、特定の者に利益を与えないなど、非営利性が徹底されていたり、共益的な活動を目的としている場合（非営利型一般社団法人）（法法 2 九の二、法令 3）には、公益法人と同様、収益事業のみを課税範囲とすることができます。

3 階	公益社団法人	…収益事業課税（公益目的事業は収益事業でも非課税）
2 階	非営利型（一般社団法人） 非営利徹底型・共益型	…収益事業課税
1 階	普通法人型（一般社団法人）	…全所得課税

(注) 一般社団法人は、社員総会で剰余金の分配をする決議はできず、また、解散時の残余財産については、定款で設立者や社員と定めることはできません。なお、定款に定めがない場合、解散時の社員総会の決議によります（一般社団法人法 239）。

### (3) 一般社団法人の課税関係（相続税・贈与税（事業承継関連））

一般社団法人／財団法人の「資本金、出資者、株式が存在しない」という特徴によって、法人が所有する財産は、持分が存在しないこととなり、相続や贈与の対象になりません。また、資本金や株式が存在しないことで、稼得した留保利益も社員や設立者に帰属せず、相続の対象外になります。

こうした特徴から、一般社団法人／財団法人を活用すれば、非課税で資産を相続させる事が出来るとされてきました。

平成30年度税制改正により、一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人は除く。）に財産を移転することによる課税逃れを防止するため、贈与税・相続税の適正化が図られました（具体的には、下記事例参照）。

#### 参考：基金への課税

一般社団法人は、定款に定めをすることによって、基金制度を採用することができます。

基金制度は、剰余金の分配を目的としないという一般社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度です。

なお、一般社団法人は、持分が存在しないため、相続や贈与の対象になりませんが、基金に関しては、基金を拠出した者の相続財産となります（一般法 131）。

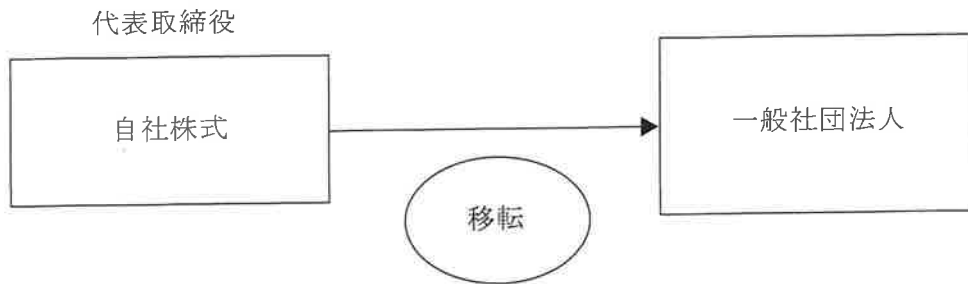
#### 参考

- 1 基金は返還義務がある財産のことをいいます。
- 2 基金は、社員や理事以外の者も拠出できます。
- 3 基金には配当・利息がありません。
- 4 元本相当額（時価）が相続財産となります。

### (4) 事例

#### ＜事例＞ 事業承継での一般社団法人の利用と課税関係

**Q**：私は同族会社の代表取締役ですが、事業承継を行う上で一般社団法人に株式を移転する方法があると聞きました。これはどのようなことでしょうか。また、それによって生じる課税関係についても教えてください。



**A**：通常は、会社の代表者等の所有する自社の株式を設立した一般社団法人に贈与することになります。以下、それらの内容と課税関係についてご説明します。

### 一般社団法人への移転

会社の代表者等の所有する株式等の財産を、社団法人又は財団法人に贈与や譲渡により移転した場合、その段階で一度課税は発生（下記課税関係参照）するものの、社団法人や財団法人には持分がないため、その後、財産を移転した方に相続が発生しても相続税が課税されません（注）。

（注）財産を移転した方が社団や財団を所有していたとして（会社の株式を所有していたのと同様と考えて）相続税の対象にはなりません。ただし、平成30年度の改正によりかなりの割合で課税されるケースがあると思いますので注意が必要です（下記課税関係参照）。

そのため、一般社団法人を設立し、代表理事に後継者である子が就任することなどにより、一般社団法人を通じて自社を支配し続けることが可能になります。つまり、一般社団法人に移転された株式については、次世代への承継を（次次世代の承継も）相続税の課税を受けずにできることとなります。

上述した持分がないという点では、一般財団法人でも良いのですが、役員の要件が厳しく、通常は一般社団法人が利用されることが多いと思われます（注）。

（注）公益法人や非営利型の法人（社団・財団）はさらに要件が厳しくなります。

### 課税関係

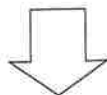
#### 〈財産の移転を受ける一般社団法人への課税〉

- （1）一般社団法人が財産の贈与を受けた場合、法人税の対象となります。
- （2）その贈与（又は遺贈）により贈与等をした者の親族等の贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合には、贈与を受けた一般社団法人（持分の定めのない法人）を個人とみなして贈与税（遺贈の場合は相続税）が課されます（法人税が課税される場合はその額を控除）。

○不当に減少すると判断されるケース（次の要件を一つでも満たさない場合）（第1段階での選別）（相令33④）



- ① 定款等において、役員等のうち、親族等及びこれらと特殊の関係のある者の数の役員等に占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。
- ② 財産の贈与者、法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、特別な利益を与えていないこと。
- ③ 定款等において、解散時の残余財産の帰属先が国や公益法人に帰属する旨の定めがあること。
- ④ 贈与又は遺贈前の3年以内に国税等について重加算税を課されたことがないこと。



上記の不当に減少すると判断されなかった場合で、かつ、下記の不当な減少とされない要件を満たした場合、贈与税（遺贈の場合は相続税）の課税はありません（要件は重複するものがあります）。

○ 不当な減少とされない要件（全てを満たすこと・概要）（第2段階での選別）（相令33③）

- ① 運営組織が適正であること
- ② 定款等において、役員等のうち、親族等及びこれらと特殊の関係のある者の数の役員等に占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。
- ③ 財産の贈与者、法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、特別な利益を与えていないこと。
- ④ 定款等において、解散時の残余財産の帰属先が国や公益法人に帰属する旨の定めがあること。
- ⑤ 法令を遵守していること。

〈財産の移転をした個人への課税〉

個人が財産を一般社団法人に贈与した場合、その財産が譲渡所得の基因となる財産（株式や不動産等）のときは、贈与した時の時価で一般社団法人に譲渡したものとして譲渡所得税が課税されます（住民税も含め利益の20.315%）。

なお、贈与を受けた法人が国税庁長官の承認を受けた公益法人等の場合は、上記の譲渡所得税が課税されない（非課税）こととなります（措法40）（注）。

（注）贈与された財産が公益目的事業に直接利用（株式の場合は、配当金が公益目的事業に利用されること）される前に要件を満たさないとして国税庁長官の承認が取消された場合は、贈与者（個人）に譲渡所得税が課税されます。贈与された財産が公益目的事業に直接利用された後に要件を満たさないとして国税庁長官の承認が取消された場合は、贈与を受けた法人に対して譲渡所得税が課税されます（個人とみなして課税）。

## 〈財産の移転をした個人に相続が発生した場合の課税〉

前述のとおり、従来は相続税の課税はありませんでしたが、平成30年度税制改正で下記の内容が規定されました（相法66の2）。この改正により多くのケースで相続税の課税が行われるものと思われます。

### 【改正内容】

特定一般社団法人等の理事（当該法人の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等がその死亡した理事（被相続人）から、次の算式で計算した金額を遺贈により取得したものとみなして、特定一般社団法人等に相続税を課税します。

被相続人の相続開始時点の特定一般社団法人等の純資産額

被相続人の相続開始時点の同族理事の数に1を加えた数（注）

（注）相続開始時点では被相続人は同族理事ではなくなっているため1を加えています。

### （特定一般社団法人等）

一般社団法人等であって、次のいずれかを満たすもの

- ① 相続開始の直前において、理事総数のうち同族理事（注）の占める割合が1/2を超えること。
- ② 相続開始前5年以内において、理事総数のうち同族理事（注）の占める割合が1/2を超える期間の合計が3年以上あること。

（注）一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者又は3親等内の親族その他の被相続人と政令で定める特殊の関係のある者。

### 参考

- 1 株式の一般社団法人への移転についての税負担を考慮するのであれば、非営利型を目指すことが考えられます。
- 2 株式が一般社団法人に移転した後の相続税についての税負担を考慮するのであれば、理事（経営）は基本的に第三者、社員（一般の会社であれば株主）は後継者等といったことの是非の検討が必要になると考えられます。  
また、理事については、適宜改選して行く、可能な範囲での理事数の増加等も考慮してもよいかもしれません。なお、今後の税務の動向についてはご注意ください。
- 3 寄附を受けるのではなく、借入金で取得している場合は、純資産はその分減額されます。
- 4 非営利法人に対する基金の免除について（文書回答事例一部抜粋：非課税）

回答年月日 平成 28 年 3 月 15 日 7 回答者 東京国税局審理課長  
別紙 一般社団法人（非営利型法人）の基金について放棄を受けた場合の法人税法上の取扱いについて

#### 1 事前照会の趣旨

一般社団法人である当法人は、平成 28 年 4 月 1 日に所定の要件を満たして法人税法第 2 条第 9 号の 2《定義》に規定する非営利型法人に該当することとなる予定です。当法人は非営利型法人に該当することとなった日後に、基金の拠出者からその返還に係る債務の免除を受けることが見込まれていますが、当該免除に係る債務免除益は、当法人の行う収益事業に係る益金の額に含まれないと解して差し支えないでしょうか。

・・・(回答) 差し支えない。

## 5 その他

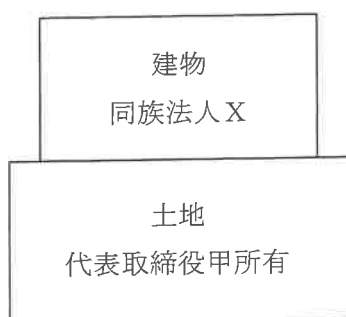
### (1) 小規模宅地等の特例（措法 69 の 4）

#### 《事例 1》 特定同族会社事業用宅地の適用と留意点（使用貸借）

**Q**：代表取締役甲は、発行済株式の 100% を保有する同族会社 X 社に土地を貸し付け、X 社は、その土地に事務所建物を建築し使用しています。

甲と X 社は、資金繰りの都合上、土地の貸借に当たり固定資産税程度の地代の授受を行うこととし、税務署に「土地の無償返還に関する届出書」を提出しています。

ここで、仮に甲に相続が発生した場合、この土地は特定同族会社事業用宅地等に該当し小規模宅地等の特例適用（400㎡まで 80% 減）ができるのでしょうか。



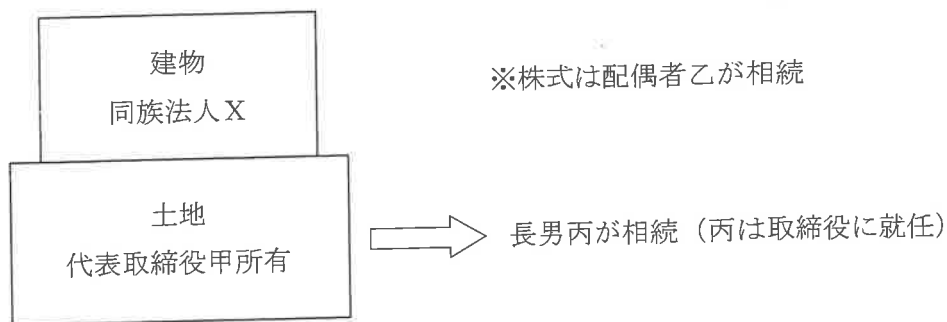
※地代…固定資産税相当（土地の無償返還の届出提出済み）

**A**：特定同族会社事業用宅地等に該当しないため、特例適用はできません。

特定同族会社事業用宅地に該当するか否かの判断に当たっては、まずは、その宅地が被相続人の事業用といえることが必要です。そしてそれは、実際に授受されている地代により、判断することになります。ここで、固定資産税程度の地代の授受があったとしてもそれは維持費程度のもと考えられ、その宅地は被相続人の事業の用に供していたとはいえないと考えられます（大雑把な言い方をすれば、それなりの地代の授受が必要ということです）。

## ≪事例2≫ 株式保有者と宅地取得者が異なる場合

- Q**：代表取締役甲が100%出資する同族会社が事業で使用している宅地があります。ここで、仮に甲に相続が発生し、後継者である長男丙が相続によりこの宅地を取得し、甲の所有していた株式は甲の配偶者乙が相続したような場合、特例は適用できるのでしょうか（丙は株式を相続しないとします）。なお、相続開始後に丙はこの同族会社の取締役就任し、相続税の申告期限において役員になっています。



- A**：特定同族会社事業用宅地等に該当し、特例適用は可能です。

特定同族会社事業用宅地等の要件として、特定同族会社が事業の用に供している宅地等を相続又は遺贈により取得した親族が、相続税の申告期限においてその同族会社の役員であることが必要とされています。しかし、被相続人所有の同族会社の株式等を相続により取得することは要件とされていません。

### 注意

仮に土地を配偶者乙が相続し、配偶者乙が役員でない場合は、特例適用はできませんので注意してください。

## (2) 小規模宅地等の特例適用か現物出資して納税猶予を適用か

### 【前提】

- ・会社敷地 400 m<sup>2</sup> (被相続人所有：評価 3 億円/時価 4 億円)
- ・相続税税率 30%
- ・会社敷地の後継者以外の承継は不可

### 【小規模宅地等の特例】

相続税への影響 3 億円 × 80% = 2.4 億円      2.4 億円 × 相続税率 30% = △7,200 万円  
(負担減)

### 【現物出資・納税猶予適用】

- 土地の取得費不明 (概算取得費 5%) の場合      ※税率は復興税未考慮
  - ①譲渡所得税 (4 億円 - 2,000 万円 (5%)) × 20% = 7,600 万円
  - ②相続税への影響
    - ・土地の減額 Δ3 億円
    - ・株式の増加 2 億円 (仮定)
    - ・相続税の差異 (2 億円 - 3 億円) × 30% = Δ3,000 万円
  - ③合計 7,600 万円 - 3,000 万円 = 4,600 万円 (負担増)
- 土地の取得費 4 億円のケース
  - ①譲渡所得税 (4 億円 - 4 億円) × 20% = 0
  - ②相続税への影響
    - ・土地の減額 Δ3 億円
    - ・株式の増加 2 億円 (仮定)
    - ・相続税の差異 (2 億円 - 3 億円) × 30% = Δ3,000 万円
  - ③合計 Δ3,000 万円 (負担減)

### 【検討】

- 一般的には小規模宅地等の特例適用が有利?
- 小規模宅地等の特例を他の土地で適用する場合
- 会社に譲渡する場合 (相続前/相続後)

### 【現物出資の制限】

#### ① 概要

先代経営者からの贈与前 3 年以内、又は先代経営者の相続開始前 3 年以内に後継者及び後継者の同族関係者から承継会社に対して行われる現物出資及び贈与 (現物出資等) の価額が、贈与時又は相続開始時における承継会社の総資産の時価に対し、70% 以上となる場合には、納税猶予の適用が制限されます。なお、資産保有型・運用型会社の規制 (前述) ではその判定基準に帳簿価額を使用しますが、ここでは評価額 (財産評価基本通達による相続税評価額) での判定になります。(措法 70 の 7②、措通 70 の 7-50)

## ② 判定式

$$\frac{\text{贈与前又は相続の開始前3年以内の現物出資等資産の価額の合計額（相続税評価額※）}}{\text{承継会社の資産の価額の合計額（相続税評価額）※}} \geq \frac{70}{100}$$

※ 納税猶予に係る株式等の贈与时又は相続の開始時における相続税評価額による（措通 70 の 7-50）。

## （3）遺言書の作成等が必要な場合・有効な場合（国外に相続人がいるケース等）

被相続人が経営者で会社の株式を多量に所有している場合で、遺言書が作成されないまま相続が発生してしまうケースです。

ここで、国外に相続人がいる場合は、上述の会社株式が国外出国時課税（株式についてのキャピタルゲインの清算・譲渡所得課税）の対象となります（所法 60 の 3）。

そのため、後継者（国内居住とします）に対して株式を相続させるといったような遺言がないと遺産分割の対象となり、4か月以内に分割がまとまらない場合は、上述した譲渡所得税（被相続人の所得税の準確定申告）の課税がされます。

（注 1）仮に相続人 3 人（子）で 1 人が国外居住の場合は、株式の 1/3 について上記譲渡所得税の対象。

（注 2）譲渡所得税の計算上、株価は所得税基本通達 59-6 で算定（大会社でも小会社として算定するケース多）

## （4）二要素以上ゼロの会社（留意点）

① 類似業種比準価額の算定要素は、配当、利益、簿価純資産

② この内 2 要素がゼロの場合、仮に大会社であっても、類似 25% + 純資産 75% の計算になります。

③ 配当していない会社が多いため、配当がなく簿価純資産がプラスであることを前提とすると、3 期続けて赤字が続くと上記②の計算になります。

なお、直前期利益 Δ100、直前前期利益 Δ100、直前前期の前期 50 であっても上記②の計算になります（直前前期の前期 150 の場合は、通常の計算となる。／直前前期利益 Δ100 と直前前期の前期 150 の平均値がプラスになるため）。

## （5）名義株主（名義のみで実質的な株主でない方）がいる場合

### 《事例》名義株主か否かの判断と対応

**Q**：私が社長をしている会社の株主名簿に登録されている株主には、会社設立時に名義だけ借りている（払込金は私が負担しています）、いわゆる名義株主がいます。

ところで、同族会社であるかどうかを判断する際の株主には、株主名簿に記載されている株主が名義株主である場合、どのように取り扱われるのでしょうか。

また、今後の次の代への事業承継を考えて、ここで名義株を私名義に変えても問題ないでしょうか。

**A**：株式会社の設立等に当たって、本来の払込者（株主）以外の名義を借りて株主として株主名簿に登録された者が、単なる名義人にすぎない場合のその株式を名義株と呼んでいます。

## 【解説】

### ○ 同族会社かどうかの判断

税務上、同族会社に該当するかどうかで、税金の計算も変わってくることもあるため、その判定は重要になります。そして、同族会社であるかどうかを判定する際の株主は、株主名簿に記載されている株主によることになります。

ここでは、その株主が単なる名義株主で他に実際の払込者がいる場合、その実際の払込者を株主とします。

### ○ 名義株主から本来の株主への名義変更

名義株主を実際の払込者の名義に変更することは問題がありません。ただし、実際に払込をしているかどうかを証明することが必要となります。仮に実際に払込していることが証明できないまま、貴方の名前に書き換えた場合、名義株主から貴方への贈与と判断される可能性もあります。

### ○ 名義株主かどうかの判定のポイント

名義株式かどうかの判定のポイントは次のとおりです。

- ① 会社の議決権を誰が行使しているか。
- ② 配当金の受領者は現実には誰なのか（配当金の受領状況が判るもの、預金通帳等）。
- ③ 株券を保管しているのは誰か。
- ④ 払込時に資金を出しているのは誰か（払込金の出所が判る資料）。
- ⑤ 増資時に資金を出しているのは誰か（払込金の出所が判る資料）。
- ⑥ 名義借りの理由は何か（合理性はあるか）。

名義株かどうかの判定は、上記の事実や証拠資料を基に総合的に判断することになります。なお、名義株主から本来の株主へ名義変更した際、法人税の申告書別表2の株主名の記載についても訂正することを忘れずに行ってください。

### ※株式名義変更の同意書の作成

実印での押印を依頼し、名義株主の印鑑証明書も受領の上、確定日付を取る（公証人役場）とした方がよいと思います。

【例】

私は、下記の事実から、私名義の株式を〇〇に変更することに同意します。

〇〇会社の株主名簿上、私の名義となっている株式については、(・・・)の理由により私の名義になっているもので、金銭の拠出は一切行っていないこと。  
実際の金銭の拠出は、〇〇であり、〇〇が真実の株主であること。  
私は〇〇から株式の贈与又は譲渡を受けたことはないこと。  
株式についての配当も受領したことはなく、議決権を行使したこともないこと。

(6) 代表者の会社に対する貸付金

貸付金の評価は、元本の価額と利息の価額との合計額によって評価するとされています(財産評価基本通達 204)。

なお、元本の価額の範囲は下記のとおりです。

財産評価基本通達

(貸付金債権等の元本価額の範囲)

205 前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において次に掲げる金額に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しない。

(1) 債務者について次に掲げる事実が発生している場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額(その金額のうち、質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く。)

- イ 手形交換所(これに準ずる機関を含む。)において取引停止処分を受けたとき
- ロ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定があったとき
- ハ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定があったとき
- ニ 会社法の規定による特別清算開始の命令があったとき
- ホ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定があったとき
- ヘ 業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6か月以上休業しているとき

(2) 更生計画認可の決定、再生計画認可の決定、特別清算に係る協定の認可の決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる債権者集会の協議により、債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額及び次に掲げる金額

- イ 弁済までの据置期間が決定後5年を超える場合におけるその債権の金額
- ロ 年賦償還等の決定により割賦弁済されることとなった債権の金額のうち、課税時期後5年を経過した日後に弁済されることとなる部分の金額



(3) 当事者間の契約により債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等が行われた場合において、それが金融機関のあっせんに基づくものであるなど真正に成立したものと認めるものであるときにおけるその債権の金額のうち(2)に掲げる金額に準ずる金額

① 過去の判決や裁決等からも元本の評価減は非常に難しい。  
特に会社が継続している場合、借入金が代表者等からのみの場合。

② 債権放棄

会社から貸付金の回収が難しいような場合、その貸付金を放棄する(債務免除)ことが考えられます。会社については、免除された金額が受贈益となりますが、会社が赤字で有れば、法人税もかからない(又は少ない)かもしれません(累積した欠損金を利用)。

また、将来の社長の相続を考慮すれば、社長が債務免除することが望まれます。相続人が債務免除した場合は、社長の貸付金はそのまま相続財産となり相続税の対象となります。

なお、債務免除についての同族会社の行為計算否認の可能性はありません。

③ 債権の贈与：貸付債権を分割し親族に贈与(複数年に分けて)

④ DES

貸付金が株式に代わることで、評価方法も株式評価となります。

(参考) 特例承継計画サンプル (出典: 中小企業庁)

様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書  
(特例承継計画)

令和●年●月●日

●●県知事 殿

郵便番号 000-0000  
会社所在地 ●●県●●市…  
会社名 経済クリーニング株式会社  
電話番号 \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*  
代表者の氏名 経済 一郎  
経済 二郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	生活関連サービス業(クリーニング業)
資本金額又は出資の総額	5,000,000 円
常時使用する従業員の数	8 人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	経済 太郎
代表権の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (退任日平成 30 年 3 月 1 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名 (1)	経済 一郎
特例後継者の氏名 (2)	経済 二郎
特例後継者の氏名 (3)	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期（予定）	令和〇年3月1日相続発生
当該時期までの経営上の課題	（株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができます）
当該課題への対応	（株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができます）

5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	郊外店において、コート・ふとん類に対するサービスを強化し、その内容を記載した看板の設置等、広告活動を行う。
2年目	新サービスであるクリーニング後、最大半年間（又は一年間）の預かりサービス開始に向けた倉庫等の手配をする。
3年目	クリーニング後、最大半年間（又は一年間）の預かりサービス開始。 （預かり期間は、競合他店舗の状況を見て判断。）  駅前店の改装工事後に向けた新サービスを検討。
4年目	駅前店の改装工事。 リニューアルオープン時に向けた新サービスの開始。
5年目	オリンピック後における市場（特に土地）の状況を踏まえながら、新事業展開（コインランドリー事業）又は新店舗展開による売り上げ向上を目指す。

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- ② 申請書の写し（別紙を含む）及び施行規則第 17 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
- ③ 別紙については、中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が記載する。

(記載要領)

- ① 「2 特例代表者」については、本申請を行う時における申請者の代表者（代表者であった者を含む。）を記載する。
- ② 「3 特例後継者」については、該当するものが一人又は二人の場合、後継者の氏名（2）の欄又は（3）の欄は空欄とする。
- ③ 「4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画」については、株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができる。

(別紙)

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関ID番号	106.....
認定経営革新等支援機関の名称	●● ●●税理士事務所
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	●● ●●
住所又は所在地	●●県●●市...

2 指導・助言を行った年月日

令和〇 年 5 月 3 日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

売上の7割を占める駅前店の改装工事に向け、郊外店の売上増加施策が必要。競合他店が行っている預かりサービスを行うことにより、負の差別化の解消を図るように指導。

駅前店においても、改装工事後に新サービスが導入できないか引き続き検討。  
サービス内容によっては、改装工事自体の内容にも影響を与えるため、2年以内に結論を出すように助言。

また、改装工事に向けた資金計画について、今からメインバンクである●●銀行にも相談するようにしている。

なお、土地が高いために株価が高く、一郎・二郎以外の推定相続人に対する遺留分侵害の恐れもあるため「遺留分に関する民法の特例」を紹介。